宇治田原町第3期地域福祉計画

令和4年3月

宇治田原町

「宇治田原町第3期地域福祉計画」策定にあたって

本町では、"みんなの絆を育み 次代に伝える「福祉のまち」宇治田原 "を基本理念として、平成24年3月に「第1期地域福祉計画」を策定し、その後、平成29年3月に改定して、住民の皆様や関係機関の皆様とともに、地域における自立と支え合い・助け合いのしくみづくりの実践に取り組んでまいりました。



近年、地域社会を取り巻く環境は少子高齢化や核家族化の進行とともに生活スタイルの多様化などにより地域や家族のつながりの希薄化が進んでいます。

また自殺、虐待、引きこもり、認知症の増加などが大きな社会問題となっているとともに、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、複数分野の課題を抱えることで従来の福祉サービスだけでは対応できない、いわゆる「制度の狭間」の問題も顕在化しており、国においては、地域住民の複雑化・複合した支援ニーズに対応するため、地域住民が支えあい、一人ひとりの暮らしや生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現が提唱されています。

本町におきましても宇治田原町に暮らすすべての人々が、住み慣れた地域において、その人らしい生活を安心して送ることができるように、行政、住民、地域、事業者、社会福祉協議会が連携して支えあうことが重要であるとの共通認識のうえ、この計画に基づき、地域共生社会の実現と地域福祉の推進に取り組んでまいりますので、皆さま方のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画に貴重なご意見・ご提言をいただいた策定委員会委員の皆様、住民の皆様に心よりお礼申し上げますとともに、本計画の推進にご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

令和4年3月

宇治田原町長 西谷信夫

「第4次宇治田原町社会福祉協議会地域福祉活動計画」の策定にあたって



近年、少子高齢化や人口減少、地域・家庭・職場といった 普段の生活における支えあいの基盤の脆弱化により、複数 の課題を抱え、包括的な支援を必要とされる世帯が浮き彫り になってきました。さらに長期化するコロナ禍の下、多くの 方々が経済的困窮のみならず、様々な影響を受けています。

本町におきましても例外ではなく、これらの問題に関連した地域の福祉課題が年々増加しつつあります。

本協議会では、平成24年度以降、町内各地域をとりまく課題とその解決を目指すため、中・長期的な活動計画「地域福祉活動計画」を策定し、活動に取り組んでまいりました。今次計画の策定にあたりましては、意識調査の実施、各団体からのヒアリングやアンケート等を通じ、多方面にわたるご意見をいただく中、町行政の「地域福祉計画」と協働し、歩調を合わせ、新たに「第4次地域福祉活動計画」を策定させていただきました。

今次計画は、特にコロナ禍を背景とした「新しい生活様式」によるアフターコロナ時代を見据えた5カ年にわたる期間の計画であり、計画遂行につきまして町行政をはじめ、地域住民、民生児童委員、ボランティアや関係福祉団体のご理解とご支援をいただき、目標の実現に力を傾注していきたいと考えております。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご協力・ご尽力いただきました住民の皆様とはじめ関係者各位の皆様に対しまして、心より厚くお礼を申し上げます。

令和4年3月

宇治田原町社会福祉協議会長 楳木健二

目次 - Contents –

第	1	章		計	画	改	定	の	趣	旨		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	I	•	計	画	策	定	の	背	景		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	2	•	計	画	_l の	位	置	づ	け		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	3	•	計	画	_l の	期	間		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	4	•	計	画	_l の	担	(,	手			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	5	•	計	画	_l の	策	定	体	制		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
第	2	章		本	町	の	地	域	福	祉	を	め	ぐ	る	現	状	と	課	題											•		5
	I		統	計	·資	料	か	ら	み	た	宇	治	田	原	町	の	現	状		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	6
		()	人	口	۲	世	帯	の	状	況		•	•	•	•	•			•	•	•		•	•		•		•	•	6
		(2)	高	龄	者	の	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
		((3)	子	育	て	の	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
		((4)	障	が	ζ,	者	の	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
		(5)	社	会	資	源	の	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
		(6)	ひ	と	IJ	親	家	庭	の	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1.1
		(7)	生	活	保	護	の	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
	2	•	ア	ン	ケ	_	٢	調	査	か	Ġ	み	た	住	民	の	地	域	福	祉	に	関	す	る	意	識		•	•	•	•	13
		()	調	查	の	概	要		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
		(2)	調	查	項	目	設	定	の	考	え	方		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
		((3)	配	布	回	収	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
		((4)	主	な	調	査	結	果		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
	3		関	係	機	関	等	か	ら	の	意	見	•	提	案		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	34
	4		筆	2	期	計	画	の	取	組	の	振	l)	か	え	l)														•		43

第	3	章		計	画の	りぇ	基:	本	的	な	考	え	方			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	51
	I		町	の	将۶	ĸ		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	52
	2	•	計	画	の基	Ł	本:	理	念		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	53
	3	•	計	画	の基	表	本	的	な	視	点		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	53
	4	•	計	画	の基	表	本	目	標		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	54
		(I)	ふね	12	あり	، ۱		支	À	あ	(,	の	絆	づ	<	IJ		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	55
		(2)	地均	或礼	温	祉	を	支	À	る	風	土	づ	<	ij		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	55
		(3)	安小	ŭ	• 4	安	全	に	暮	ら	せ	る	福	祉	サ	_	ビ	ス	•	環	境	づ	<	ij		•	•	•	•	56
		(4)	権和	钊	雍	護	に	対	す	る	取	組	の	推	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	56
		(5)	社会	会补	温	祉 [·]	協	議	会	地	域	福	祉	活	動	の ?	推:	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	56
		(6)	命る	<u></u>	宁	IJ.		見	守	る	地	域	づ	<	ij	の ?	推:	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	57
	5	•	取	組	の作	本	系		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	58
第	4	章		施	策の	り	展	荆		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	61
	基	本	目	標	I	v	3.	ħ	あ	ر ١.		支	え	あ	ι,	の	絆	づ	<	ij		•	•	•	•		•			•	•	62
		I	_	I	. 1	ÈΕ	民	ど゛	う	L	の	交	流	۲	身	近	な	地:	域	で	の	福	祉	活	動	の ・	促	進		•	•	62
		I	_	2	. ±	也均	或	の.	見	守	ij	•	支	え	あ	ι,	の	ネ	ッ	١	ワ	_	2	の	推	進		•	•	•	•	62
	基	本	目	標	2	ţ	地	域	福	祉	を	支	え	る	風	土	づ	<	ij		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	64
		2		1	. ±	也均	或	福	祉	の	担	(,	手	確	保	•	育	成		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	64
		2		2	. 7	ドー	ラ	ン	テ	1	ア	•	社	会	貢	献	活	動	を	促	進	す	る	た	め	の :	環	境	の	充	実	65
		2	_	3		多村	羕′	性	を	認	め	あ	う	意	識	の	向	上		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	65
	基	本	目	標	3	-	安	Ü	•	安	全	に	暮	Ġ	せ	る	福	祉	サ	_	ビ	ス	•	環	境	づ	<	ij		•	•	67
		3	_	I	. =	子	と゛	ŧ	を	産	み	育	て	る	環	境	づ	<	ij		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	67
		3	_	2	. 侈	建	や;	か、	に	安	Ü	L	て	暮	Ġ	せ	る	環:	境	づ	<	ij		•	•	•	•	•	•	•	•	68
		3	_	3	. ß	章 /	かい	(\ :	者	が、	生	き	生	き	と	暮	Ġ	せ	る:	環	境	づ	<	ij		•	•	•	•	•	•	68
		3	_	4	. ਜ	高的	龄:	者	が	住	み	慣	ħ	た	地	域	で	暮	<u>ځ</u> .	せ	る	環	境	づ	<	ij		•	•	•	•	69
		3	_	5	. 1	拿[木	を	見	逃	さ	な	(1	環	境	づ	<	IJ		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	69
		3	_	6	. 糸	忩~	合	相	談	支	援	体	制	の	充	実		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	70
	基	本	目	標	4	ŧ	霍	利:	擁	護	に	対	す	る	取	組	み	の	推:	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	72
		4	_	I	. ਜ	高的	龄:	者	虐	待		障	が	<i>(</i> ،	者	虐	待	`														
						ı	月	音	虐	待	乃	7 <i>ĭ</i>	配	偲	者	か、	À	ഗ	昇	h	防	ıŀ										72

	4	-2.	成年	後見	制	度(の利	用	促	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	73
			(宇	治田]原	町月	成年	後	見	制	度	利	用	促	進.	基	本	計i	画))						
	基本	目標5	社	会福	ā祉	協詞	議会	地	域	福	祉	活:	動	の :	推:	進		•	•	•	•	•	•	•	•	77
			(第	4 次	(宇	治E	田原	町	社	会?	福	祉	協	議	会:	地地	或	福	让	活	動	計	画)		
	基本	目標6	命	を与	アり		見守	2る	地	域	づ	<	ij	の :	推:	進		•	•	•	•	•	•	•	•	84
			(第	2 期	宇	治E	田原	町	自	殺:	対	策	計	画))											
第	55章	計画	の推	進	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	97
	١.	協働に	よる	計画	画の	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	98
	2.	庁内関	係課	の旅	飯策	と 3	連動	りし	た	計	画	の:	推:	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	98
	3.	計画の	普及	・彦	終発			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	99
資	料編	i j																								
	١.	宇治田	原町	地垣	战福	祉	計画	i策	定	委	員	会	委	員:	名:	簿		•			•	•	•	•	•	102
	2.	宇治田	原町	地垣	找福	祉	計画	i策	定	委	員	会	設	置:	要	綱									•	103
	3.	宇治田	原町	地垣	战福	祉	計画	i策	定	委	員	会	か	らり	の :	提:	言:	書			•	•	•	•	•	104
	4.	用語解	説					•		•	•			•							•	•		•		106

●「障がい」の表記について

本町の公文書と同じく、「障害」は「障がい」と「ひらがな表記」としています。ただし、 法令・制度や組織名などの固有名詞は、「漢字表記」としています。

第1章 計画改定の趣旨

第 | 章 計画改定の趣旨

1. 計画策定の背景

宇治田原町では、これまで「高齢者介護・福祉計画」、「障がい者基本計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「自殺対策計画」など個別計画に基づき、福祉施策を推進してきました。

国では、平成30年4月施行の改正社会福祉法において、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人とひと、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会『地域共生社会』の実現を目指す方針が掲げられたことに引き続き、令和3年4月に施行された改正社会福祉法においては、地域福祉の推進が国及び地方公共団体の責務とされました。

本町においても、高齢者単身世帯や生活困窮世帯の増加、自殺や孤独死、引きこもりなどの社会的孤立、8050問題、虐待など、既存の制度だけでは十分対応できない複雑化とともに複合化した課題が生じており、複数の分野にまたがった横断的な対応が必要となっています。

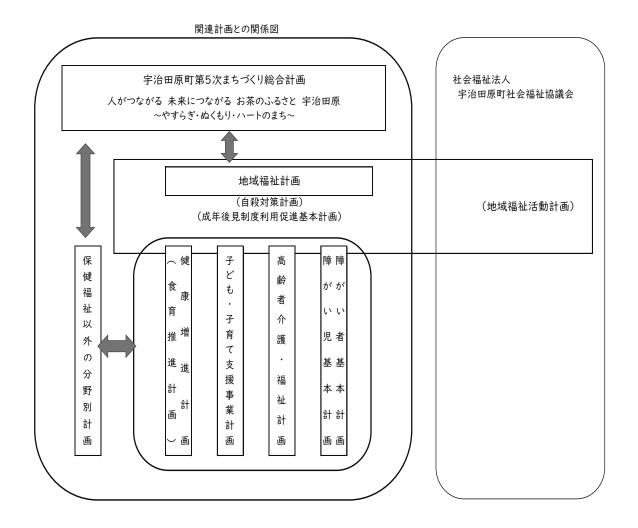
今後の本町における地域福祉の方向性を位置付け、地域共生社会の実現に向けた指針となる「第3期宇治田原町地域福祉計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものです。

本町のまちづくりの基本方針である「宇治田原町第5次まちづくり総合計画」の部門別計画として位置づけられ、高齢者、障がい者、児童、健康増進、介護保険などの保健福祉に関連する各計画と整合を図ります。

また、自殺対策計画や成年後見制度利用促進基本計画の行政計画と地域福祉の担い手を育成、活動を担う社会福祉協議会の行動指針である地域福祉活動計画を包含し、地域福祉推進に関係する諸計画を一体的に策定します。



3. 計画の期間

本計画は、包含する個別計画も含めて令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間とし、社会情勢の変化や住民のニーズの変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

4. 計画の担い手

本計画の対象者は、支援を必要とする高齢者や障がいのある人、子育てに悩む保護者、 外国人など対象者別だけでなく、「本町に暮らす全ての人々」が対象です。

また、本計画の担い手は、行政をはじめ、関係機関、住民、社会福祉協議会、福祉サービス事業者、地域で働く人、地域団体・ボランティア、事業者など「地域で生活し活動している、すべての構成員・機関・団体」が対象となります。

5. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、住民、関係団体・機関等の代表者、学識経験者等で構成 する「宇治田原町地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画内容を審議しました。

また、計画策定のプロセスにおいて、住民アンケート調査や住民・関係機関等からの意見聴取を実施し、住民の地域福祉に関する考え方や思い、地域の福祉課題・解決策等の把握に努め、計画づくりにおける基礎資料としました。

さらに、計画素案に対する意見募集(パブリックコメント)を実施し、広く意見を求め、住 民意見の反映に努めました。 第2章 本町の地域福祉をめぐる 現状と課題

第2章 本町の地域福祉をめぐる現状と課題

1. 統計資料からみた宇治田原町の現状

ここでは本町の地域福祉をめぐる現状を把握するため、統計資料から関連する事項の整理を行いました。

(1)人口と世帯の状況

① 人口構成

総人口については、平成17年までは増加傾向にあり、平成17年に10,060人とピークを迎えましたが、以降は減少傾向を示しています。

年齢層別人口構成比をみると、平成7年から令和2年の25年間において、0~14歳の年少人口は18.6%から11.4%と7.2ポイント減少しています。一方、65歳以上の高齢者人口は、16.1%から30.1%と14.0ポイント増加しており、少子高齢化が進行していることがわかります。

(単位:人)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
% L D	9, 122	9, 840	10, 060	9, 711	9, 319	8, 911
総人口	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%
014 塩	1, 693	1, 679	1, 654	1, 394	1, 196	1, 017
0~14歳	18. 6%	17. 1%	16. 4%	14. 4%	12. 8%	11. 4%
15~64歳	5, 948	6, 374	6, 467	6, 163	5, 632	5, 187
15~04成	65. 2%	64. 8%	64. 3%	63. 4%	60. 4%	58. 2%
65歳以上	1, 467	1, 787	1, 939	2, 145	2, 488	2, 683
00成以上	16. 1%	18. 2%	19. 3%	22. 0%	26. 7%	30. 1%

※年齢層別人口は不詳を除いて算出。また、割合は四捨五入のため、100%にならないことがある。

資料:国勢調査(各年10月1日現在)

② 世帯数と一世帯当たりの人員の推移

世帯総数は増加傾向にありますが、一世帯当たりの人員数は、平成 7 年の3.9人から令和2年には2.6人と減少傾向にあります。また単独世帯の数が約3.2倍と大きく増加しています。

(単位:世帯)

							\	. 单位:世帝/
			平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
世帯総数			2, 351	2, 679	2, 927	3, 095	3, 228	3, 416
1世帯当たり	の人員(人)		3. 9	3. 7	3. 4	3. 1	2. 9	2. 6
	核家族世帯		1, 281	1, 592	1, 831	1, 949	2, 081	2, 055
		夫婦のみ世帯	319	444	524	606	727	782
親		夫婦と子ども	870	1 004	1 110	1 114	1 101	1 000
族 世 帯		からなる世帯	870	1, 004	1, 110	1, 114	1, 101	1, 008
帯		一人親と子ども	92	144	197	229	253	265
		からなる世帯	92	144	197	229	200	200
	その他親族	世帯	878	859	791	649	528	449
非親族世帯			_	7	3	13	8	15
単独世帯			192	221	302	484	611	894

資料:国勢調査(各年10月1日現在)

(2) 高齢者の状況

① 高齢者のいる世帯の推移

高齢者のいる世帯数は年々増加し、令和2年には1,686世帯、一般世帯全体に占める割合は49.4%となっています。

高齢者ひとり暮らし世帯や高齢者夫婦のみの世帯も増加しており、平成17年には合わせて10.7%でしたが、令和2年には23.5%を占めています。

(単位:世帯)

		平成	17年	平成	22年	平成	27年	令和	12年
			構成比		構成比		構成比		構成比
一般世帯		2, 927	100.0%	3, 095	100.0%	3, 228	100.0%	3, 416	100.0%
高齢者のいる	齢者のいる世帯		44. 9%	1, 437	46.4%	1, 691	52. 4%	1, 686	49. 4%
	高齢者ひとり暮らし世帯	136	4. 6%	191	6. 2%	289	9.0%	327	9. 6%
	高齢者夫婦のみの世帯**	180	6. 1%	264	8.5%	382	11.8%	476	13.9%
	その他の高齢者のいる世帯	997	34. 1%	982	31. 7%	1, 020	31.6%	883	25. 8%

※ただし、ここでいう「高齢者のみ世帯」とは、どちらも65歳以上夫婦のみの世帯を指します。

資料:国勢調査(各年10月1日現在)

② 介護保険の要介護・要支援認定者の状況

介護保険の要介護・要支援認定者の状況をみると、認定率(65歳以上の人に占める要介護・要支援の人の割合)は17%前後で推移しているものの、認定者の合計人数は令和2年度には478人と増加傾向にあります。

(単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
要支援1	人数	34	37	33	30	33	33
要支援2	人数	70	83	75	81	82	80
小計(要	支援者)	104	120	108	111	115	113
要介護 1	人数	49	57	66	55	48	66
要介護 2	人数	111	116	108	109	114	108
要介護 3	人数	84	100	97	96	95	98
要介護 4	人数	68	56	63	70	71	67
要介護 5	人数	45	42	34	34	34	26
小計(要:	介護者)	357	371	368	364	362	365
숌 計		461	491	476	475	477	478
認定	[率	17. 4%	17. 9%	17. 3%	17. 0%	16.9%	17.1%

資料:福祉課(各年度末現在)

(3) 子育ての状況

① 出生数と出生率の推移

出生数は減少傾向にあり、平成27年の53人から令和2年には34人と大きく減少しています。

また、出生率(人口千人に対する出生数)については、出生数と同様に減少傾向にあり、 平成27年の5.8人から令和2年には3.6人となり、いずれの年も京都府の出生率を下回 っています。

(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
宇治田原町出生数	53	52	43	54	42	34
宇治田原町出生率 (人口千人対)	5. 8	5. 6	4. 7	6	4. 7	3. 6
府の出生率(人口千人対)	7. 7	7. 6	7. 3	7. 1	6. 7	6. 4

資料:京都府保健福祉統計(各年4月1日現在)

② 保育所の入所状況

保育所の入所状況をみると、入所者数の総数は増加傾向にあります。年齢別にみると、 I歳・2歳児からの入所が多くを占めています。

(単位:人)

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
町立保育所 (1箇所 定員	į : 200)	194	192	190	200	202
	O歳	3	6	7	5	10
	1 歳	22	25	22	27	25
	2歳	41	34	32	32	36
	3 歳	31	48	45	37	43
	4歳	48	31	51	44	44
	5歳	49	48	33	55	44

資料:子育て支援課(各年4月1日現在)

(4) 障がい者の状況

① 障がい者手帳所持者の状況

総人口に占める障がい者手帳所持者の割合は、増加傾向にあります。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総人口	9, 430人	9, 384人	9, 287人	9, 240人	9, 057人
障がい者手帳所持者総数	642人	637人	650人	659人	640人
総人口に占める	6. 81%	6. 79%	7. 00%	7. 13%	7. 07%
障がい者手帳所持者の割合	0.01%	0. 19%	7.00%	7. 13%	7.07%

② 身体障がい者の状況

(等級別の身体障害者手帳所持者の状況)

手帳の等級別に所持者数をみると、年次に関係なく4級が最も多く、3~4級を合わせた中程度の人の占める割合が約50%と多くなっています。

(単位:人)

						(TE:)()
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1 級	人数	123	106	115	108	100
2 級	人数	53	55	54	54	53
3 級	人数	67	67	63	64	68
4 級	人数	199	188	189	190	177
5 級	人数	51	55	53	58	54
6 級	人数	36	43	48	52	50
	合計	529	514	522	526	502

資料:福祉課(各年度末現在)

(5) 社会資源の状況

① 民生児童委員の状況

民生児童委員は、令和3年12月現在で、定数27人となっており、担当地区を持つ25人と担当地区を持たない2人の主任児童委員から構成されています。

(単位:人)

		定数	人数	地区高齢化率
令和 3 年度		27	26	_
		郷之口・贄田・高尾	4	30. 6%
		銘城台	2	24. 9%
		荒木	2	35. 8%
	地区別内訳	南	3	34. 5%
		岩山	3	36. 0%
		緑苑坂	2	10. 8%
		禅定寺	2	43. 8%
		立川	2	33. 9%
		湯屋谷	2	43. 9%
		奥山田	2	56. 2%
		主任児童委員	2	_

資料:福祉課(4月1日現在)

※南地区は令和3年4月6日から4人となり、全体で27名となっています。

② 老人クラブの状況

老人クラブの構成員は、減少傾向にあり、令和2年度は 1,282 人となっています。 なお、老人クラブへは60歳から加入することができますが、60歳での加入は少ない 現状があります。

(単位:人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
加入者数	1, 382	1, 351	1, 250	1, 297	1, 282

資料:福祉課(各年4月1日現在)

③ 区・自治会への加入状況

11ある区・自治会への加入率は、世帯数の増加に反して、減少傾向にあります。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
世帯の加入率	84. 3%	84. 2%	82. 0%	80. 6%	80. 2%

資料:総務課(各年4月1日現在)

④ 老人福祉センター「やすらぎ荘」の利用者数

昭和51年に開設された「やすらぎ荘」は、大広間や図書室、談話コーナー、浴室、さらに陶芸棟を併せ持ち、老後を迎えた人々の健康管理や交流の場として、また、老人クラブ連合会の拠点として日々活用されています。

老人福祉センター「やすらぎ荘」の利用者数をみると、増加傾向にあり、令和元年度では延べ9,059人が利用していますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少しました。

(単位:人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者延べ人数	9, 191	8, 917	8, 904	9, 059	5, 056

資料:福祉課(各年4月1日現在)

(6) ひとり親家庭の状況

母子世帯は、平成7年の5世帯が令和2年には29世帯と約6倍に大きく増加しています。世帯人員では、平成7年の12人から令和2年には79人に増加しています。

また、父子世帯については、平成7年から5世帯前後と横ばい状態でしたが、平成27年度から増加傾向にあり、令和2年には9世帯、26人と増加しています。

(単位:人、世帯)

	(4						(+1	7 · 八、 E m /		
	母子									
		世帯数						世帯人員		
	総数	子ども 1人	子ども 2人	子ども 3人 以上	(再掲) 6歳未満の 子どもの いる世帯	総数	子ども 1人	子ども 2人	子ども 3人 以上	(再掲) 6歳未満の 子どもの いる世帯
平成7年	5	3	2	_		12	6	6	_	— いるEm
平成12年	16	6	8	2	3	44	12	24	8	8
平成17年	28	14	11	3	4	73	28	33	12	11
平成22年	34	15	15	4	5	91	30	45	16	15
平成27年	35	13	15	7	6	106	26	45	35	23
令和2年	29	12	13	4	3	79	24	39	16	11

					父	子				
				世帯人員						
		子ども	子ども	子ども	(再掲)		子ども	子ども	子ども	(再掲)
	総数	1人	2人	3人	6歳未満の 子どもの	総数	1人	2人	3人	6歳未満の 子どもの
				以上	いる世帯				以上	いる世帯
平成7年	5	1	3	1	-	15	2	9	4	_
平成12年	6	3	2	1	-	16	6	6	4	_
平成17年	5	1	4	_	_	14	2	12	_	_
平成22年	4	4	-	_	_	8	8	-	_	_
平成27年	11	6	4	1	1	28	12	12	4	_
令和2年	9	4	3	2	-	26	8	9	9	_

資料:国勢調査(各年10月1日現在)

(7) 生活保護の状況

生活保護世帯数・人員数とも、横ばい状態にあります。受給世帯の多くは独居や母子 世帯です。本町では、一時的な生活資金として無利子・無担保で貸付を行うくらしの資金 貸付事業などを行っています。

	被倪	 建	保護率	保護率
	世帯	人員	(‰)	(‰)
	(世帯)	(人)	(世帯)	(人)
平成28年度	24	41	6.64	4. 35
平成29年度	24	42	6. 53	4. 48
平成30年度	19	30	5. 11	3. 23
令和元年度	22	34	5. 79	3. 68
令和2年度	25	36	6.60	3. 97

資料:福祉課(各年度末現在)

2.アンケート調査からみた住民の地域福祉に関する意識

第3期宇治田原町地域福祉計画の策定にあたり、住民の「地域福祉」に関する考えや意見、福祉サービス等に対するニーズ等を把握し、計画策定及び施策検討のための基礎資料とすることを目的として「第3期宇治田原町地域福祉計画策定に向けたアンケート調査」を実施しました。

(1) 調査の概要

・調査名 第3期字治田原町地域福祉計画策定に向けたアンケート調査

·調査対象者 町内在住の住民(18歳以上)2,000人

・調査方法 郵送による配布・郵送回収

·調査時期 令和3年8月1日~令和3年8月20日

・主な調査項目

- ○回答者の基本属性
- ○地域や近隣とのつながり
- ○相談や福祉に関する情報
- ○地域での福祉活動やその担い手
- ○福祉サービスや町の施策
- ○災害時の支援
- ○最近の社会情勢

(2)調査項目設定の考え方

調査項目(質問項目)は、現行の第2期宇治田原町地域福祉計画で設定されている 4つの基本目標に関する取組の現状と課題を把握するため、各目標の取組の方向に関 連すると考えられる項目を設定しました。

また、平成28年度に実施した「第2期宇治田原町地域福祉計画策定に係る意識調査」(以下「前回調査」という。)における質問項目を必要に応じ流用し、住民の意識や行動傾向について経年による変化を分析することも考慮することに併せ、新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きく変化している社会情勢についての意識調査を実施しました。

(3)配布回収状況

·配布数(A): 2,000通

·不達数(B): 6通

·有効配布数(C=A-B): 1,994通

·回収数(D): 722通

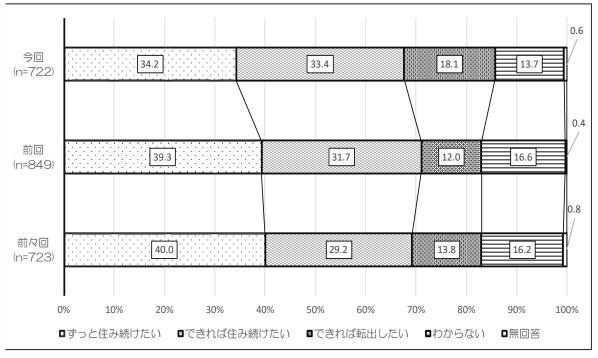
·有効回収率(E=D/C): 36.2%

(4)主な調査結果

①町への定住意向

今回調査では、「ずっと住み続けたい」が34.2%、「できれば住み続けたい」が33.4%と、定住意向を持つ 人の割合は、67.6%となっています。

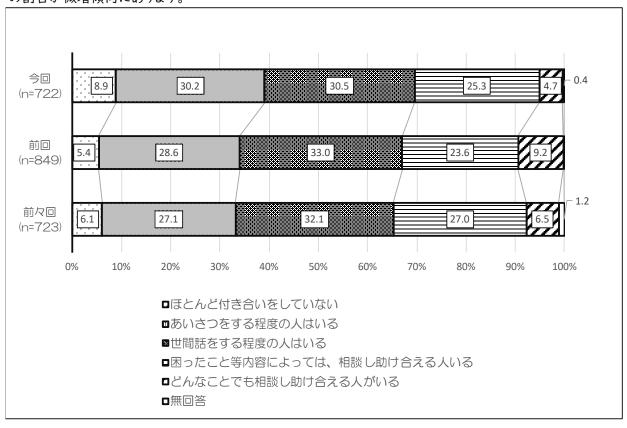
住み続けたいという意向を持つ人の割合は約7割で推移しています。



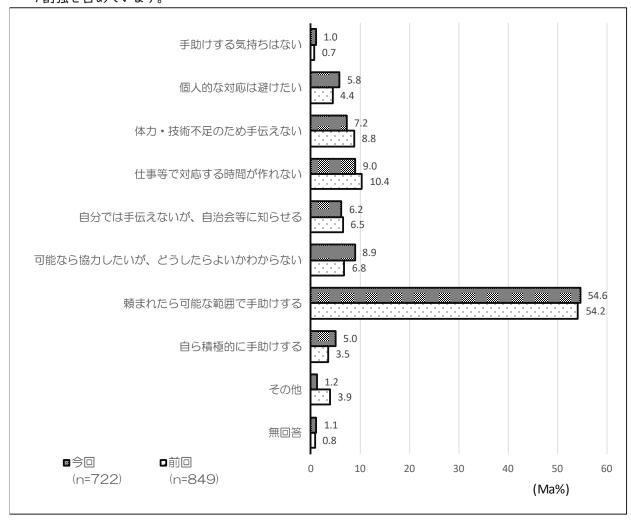
②地域や近隣とのつながりについて

【日頃の近所付き合いの状況】

「ほとんど付き合いをしていない」(8.9%)「あいさつをする程度の人はいる」(30.2%)の割合がの割合が微増傾向にあります。



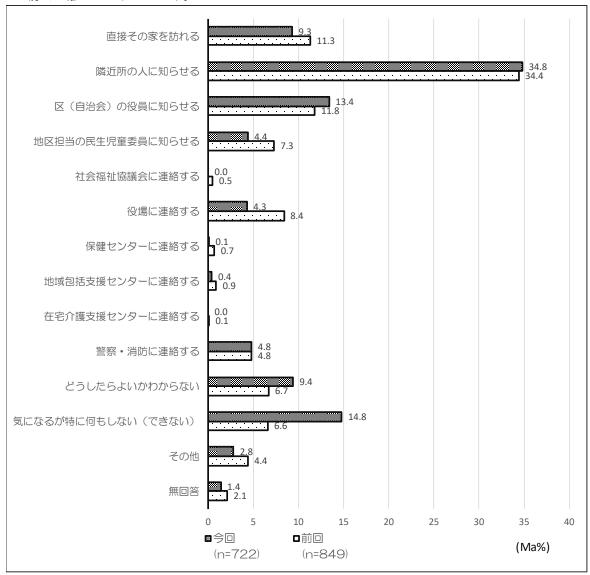
【近所で身の回りや家事・外出等で困っている人への対応について】(複数回答) 「頼まれたら可能な範囲で手助けする」(54.6%)が最も多くなっています。 前回調査とほぼ同じ傾向にあり、何らかの手助けができる・協力したい気持ちはあるという人が 7割強を占めています。



【高齢者世帯や障がい者世帯で異変に気付いた場合の対応について】(複数回答)

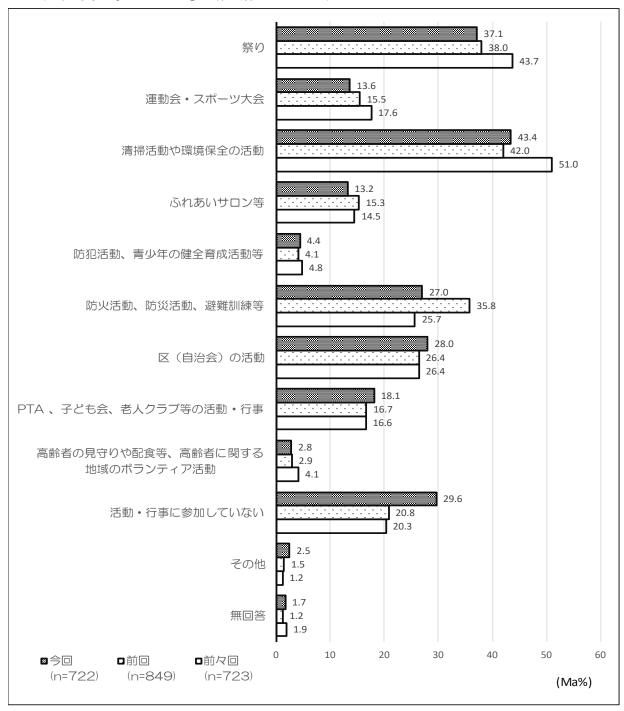
「隣近所の人に知らせる」(34.8%)が前回同様最も多くなっています。

一方、「気になるが、特に何もしない(できない)」(14.8%)の回答が2番目に多くなっており、 前回の倍以上になっています。



【地域での活動や行事等への参加状況】(複数回答)

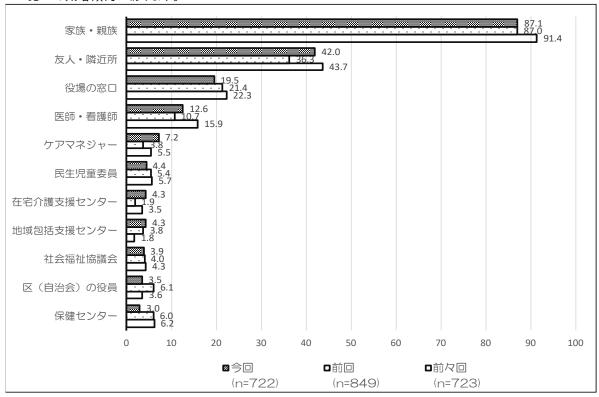
「清掃活動や環境保全の活動」(43.4%)、「祭り」(37.1%)などへの参加が多くなっています。 「活動・行事に参加してない」が増加傾向にあります。



③相談や福祉に関する情報について

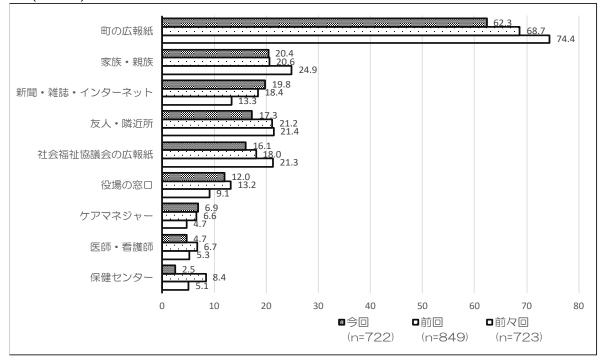
【生活での悩みごとや困りごとの相談先】(複数回答)

「家族・親族」(87.1%)や「友人・隣近所」(42.0%)が多くなっています。 「ケアマネジャー」(7.2%)や「地域包括支援センター」「在宅介護支援センター」(各4.3%)が前回に 比べて微増傾向にあります。



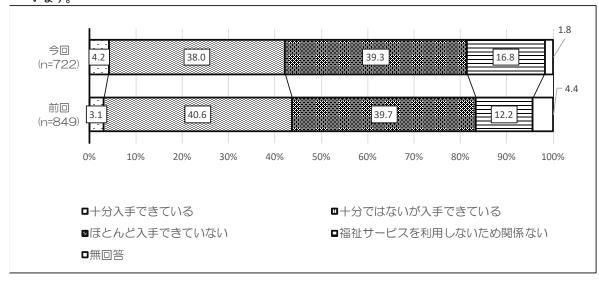
【福祉に関する情報の入手先】(複数回答)

「町の広報紙」(62.3%)が最も多く、「家族・親族」(20.4%)や「新聞・雑誌・インターネット」 (19.8%)が多くなっています。



【自分にとって必要な福祉サービスに関する情報入手の充足度に対する評価】

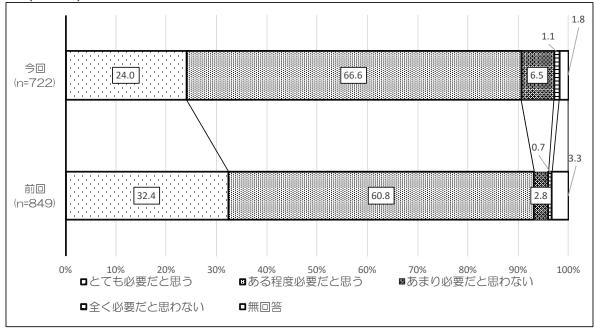
「十分入手できている」(4.2%)と「十分ではないが入手できている」(38.0%)を併せた必要な情報を入手できている人は4割強を占めていますが、「ほとんど入手できていない」(39.3%)も多くなっています。



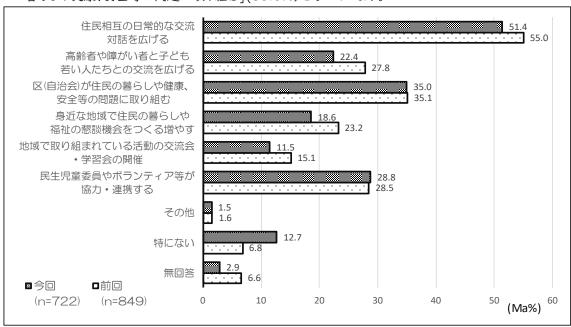
④地域での福祉活動とその担い手について

【住民相互の自主的な支えあい、助けあいの必要性に対する考え方】

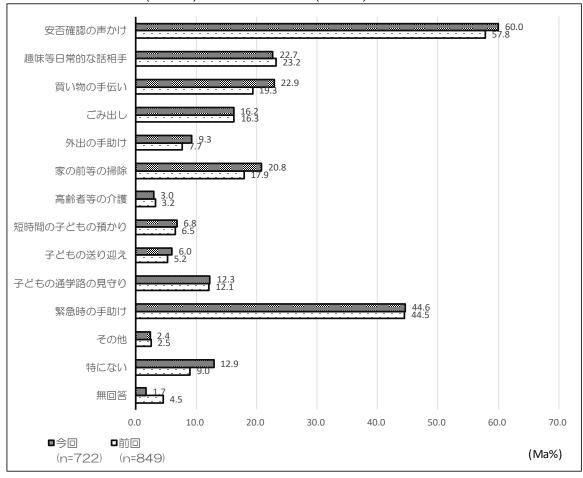
「とても必要だと思う」が前回より減少(32.4%から24.0%)しているものの、「ある程度必要だと思う」 (66.6%)を併せた共助の必要性を感じている人が9割と多くなっています。



【地域の支えあいの仕組みづくりのため住民が主体となり取り組むべきこと】(複数回答) 「住民相互の日常的な交流対話を広げる」(51.4%)が最も多く、次いで「区(自治会)が住民の暮らしや健康、安全等の問題に取り組む](35.0%)となっています。

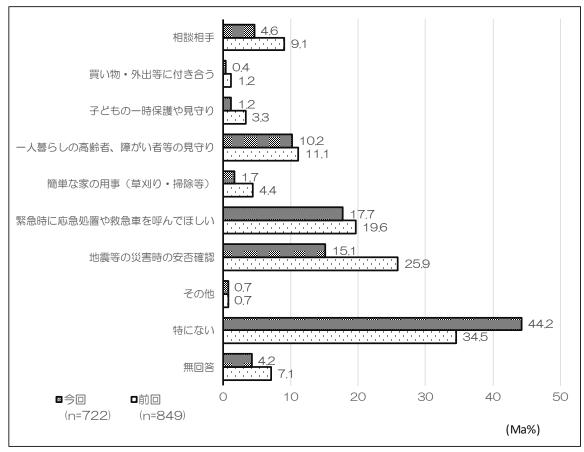


【高齢者や障がい者の介護・介助、子育て支援について手助けできること】(複数回答) 「安否確認の声かけ」(60.0%)や「緊急時の手助け」(44.6%)が多くなっています。



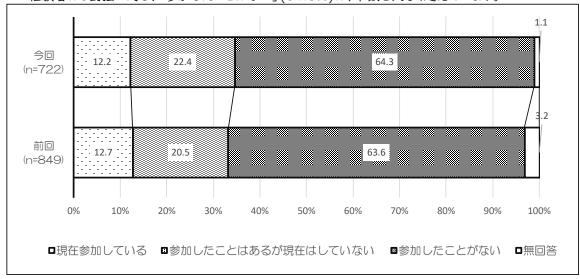
【近所付き合いのなかで、今後手助けして欲しいと思うこと】(複数回答)

「緊急時に応急措置や救急車を呼んでほしい](17.7%)や「地震等の災害時の安否確認」(15.1%)が多くなっています。前回と比較して全体的に手助けを求める人の割合が低下しています。



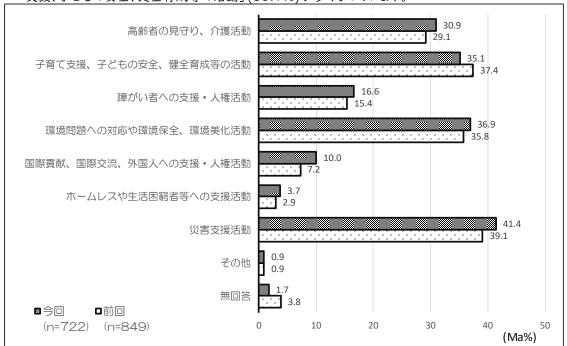
【ボランティアやNPO等の社会貢献・地域貢献への参加経験】

「現在参加している](12.2%)と「参加したことはあるが、現在はしていない」(22.4%)を併せた参加経験者は3割強に対し、「参加したことはない」(64.3%)は、半数を大きく超えています。

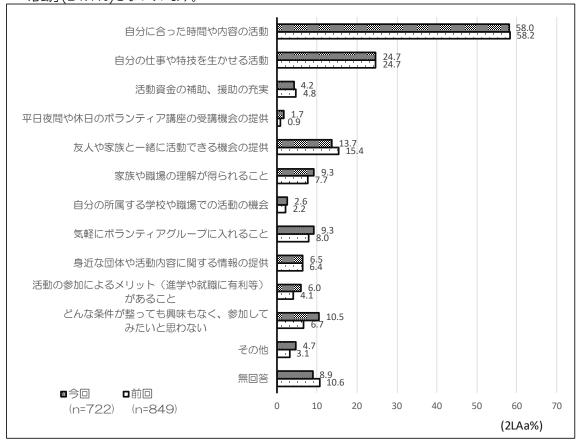


【参加したいボランティア・NPO活動】(複数回答)

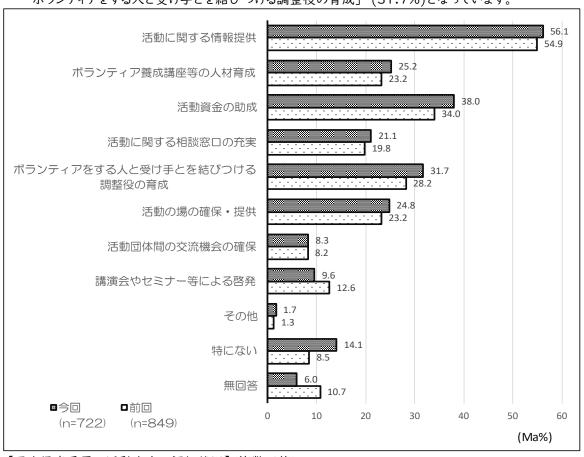
「災害支援活動」(41.4%)や「環境問題への対応や環境保全、環境美化活動」(36.9%)「子育て支援、子どもの安全、健全育成等の活動」(35.1%)が多くなっています。



【ボランティアやNPO等の活動に参加しやすくするための条件】(2つまで選択) 「自分に合った時間や内容の活動」(58.0%)が最も多く、次いで「自分の仕事や特技を生かせる 活動」(24.7%)となっています。

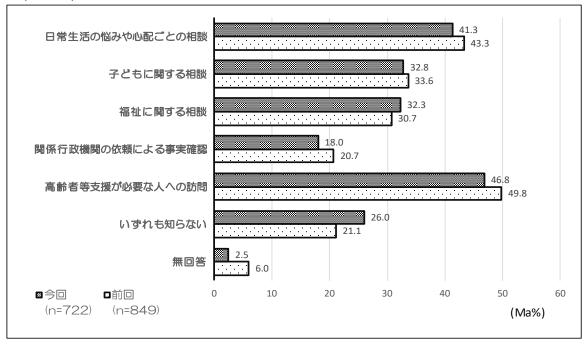


【ボランティアやNPO等の活動を活発化するために行政が強化すべき支援】(複数回答) 「活動に関する情報提供」(56.1%)が最も多く、次いで「活動資金の助成」(38.0%) 「ボランティアをする人と受け手とを結びつける調整役の育成」「(31.7%)となっています。



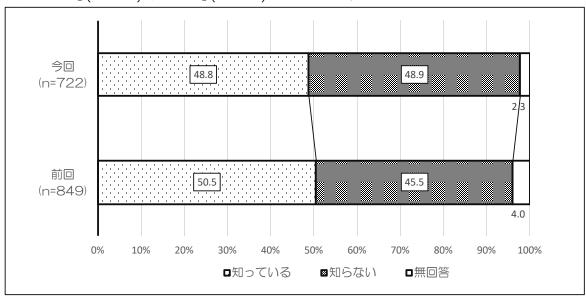
【民生児童委員の活動内容の認知状況】(複数回答)

「高齢者等支援が必要な人への訪問」(46.8%)、次いで「日常生活の悩みや心配ごとの相談」(41.3%)等が多くなっています。



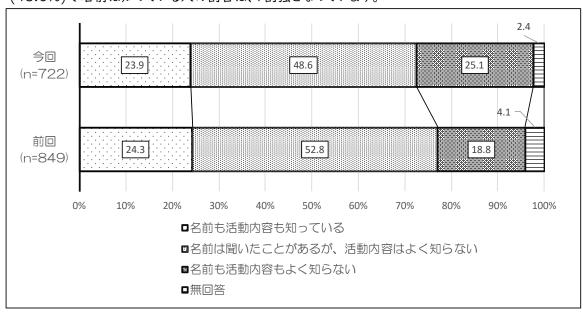
【地区担当の民生児童委員の認知状況】

「知っている」(48.8%)「知らない」(48.9%)となっています。

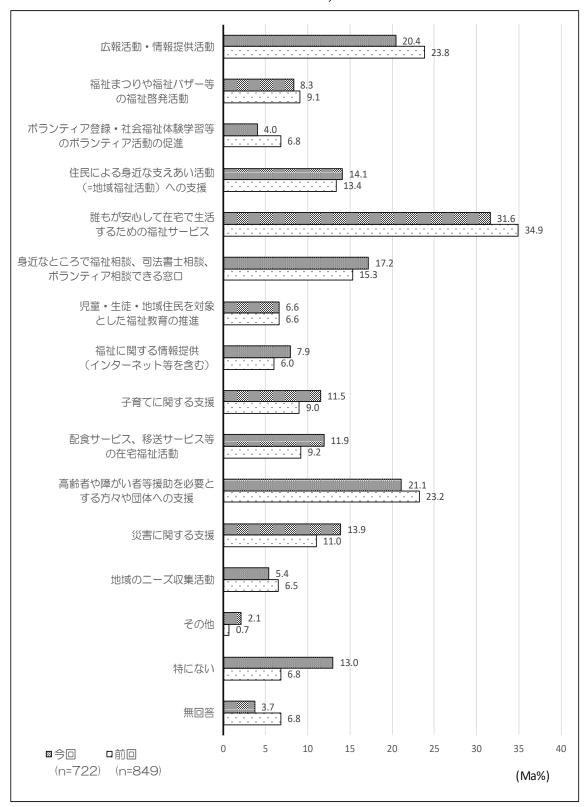


【宇治田原町社会福祉協議会の認知状況】

「名前も活動内容も知っている」(23.9%)「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」 (48.6%)で名前は知っている人の割合は、7割強となっています。



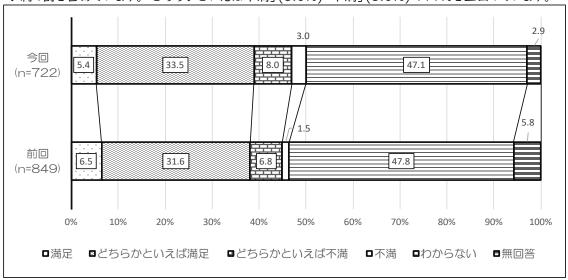
【宇治田原町社会福祉協議会に対し期待する、または充実を望む活動】(複数回答) 「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービス」(31.6%)が最も多く、次いで「高齢者や障がい者等援助を必要とする方々や団体への支援」(21.1%)となっています。



⑤福祉サービスや町の施策について

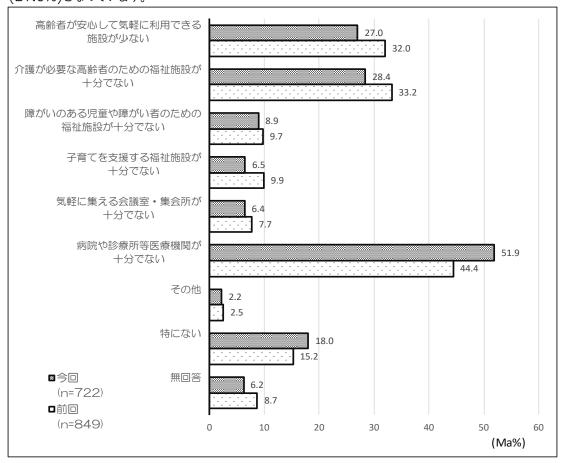
【町の福祉に対する満足度】

「満足している」(5.4%)と「どちらかといえば満足」(33.5%)を併せた町の福祉に満足を感じている人が約4割を占めています。「どちらかといえば不満」(8.0%)「不満」(3.0%)の11%を上回っています。



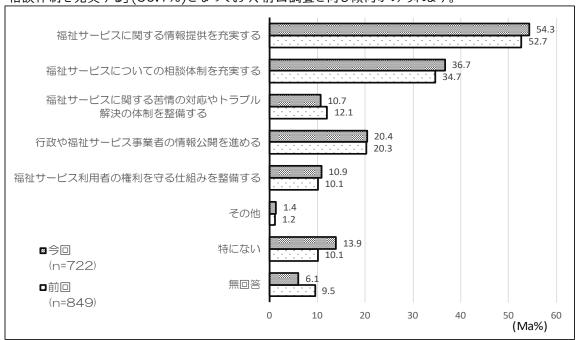
【町の福祉制度や福祉施設、サービス等に関し気になること】(複数回答)

「病院や診療所等医療機関が十分でない」(51.9%)で最も多く、次いで「介護が必要な高齢者のための福祉施設が十分でない」(28.4%)、「高齢者が安心して気軽に利用できる施設が少ない」(27.0%)となっています。



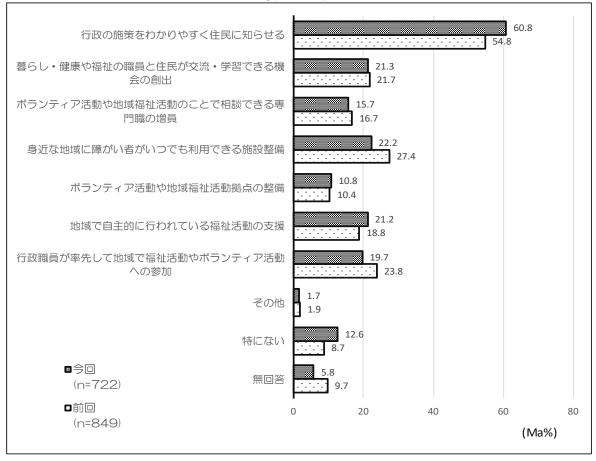
【最適な福祉サービスを選択し安心して利用するために必要な町の取組】(複数回答)

「福祉サービスに関する情報提供を充実する」(54.3%)が最も多く、次いで「福祉サービスについての相談体制を充実する」(36.7%)となっており、前回調査と同じ傾向がみられます。



【地域福祉活動推進のために行政に取り組んでほしいこと】(複数回答)

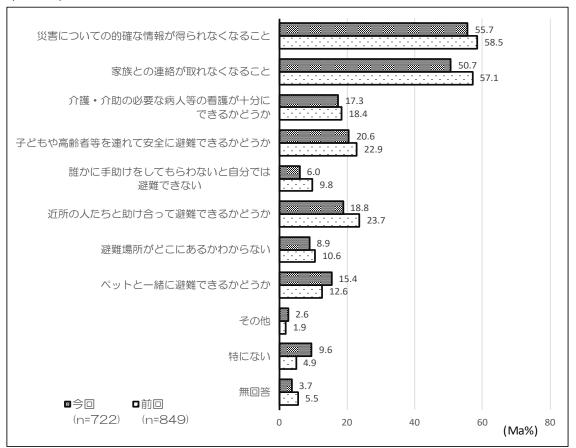
「行政の施策をわかりやすく住民に知らせる](60.8%)が最も多くなっています。



⑥災害時の対応について

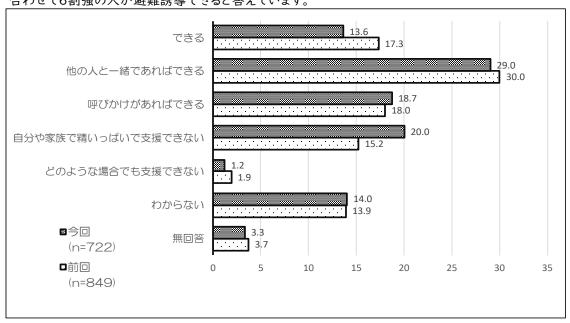
【災害時に避難する場合に特に心配なこと】(複数回答)

「災害についての的確な情報が得られなくなること」(55.7%)と「家族との連絡が取れなくなること」(50.7%)が多くなっています。



【災害発生後、高齢者や障がい者等への避難誘導の対応】

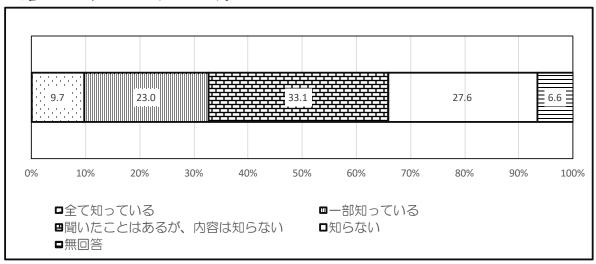
「他の人と一緒であればできる」(29.0%)、「呼びかけがあればできる」(18.7%)、「できる」(13.6%) 合わせて6割強の人が避難誘導できると答えています。



⑦最近の社会情勢について

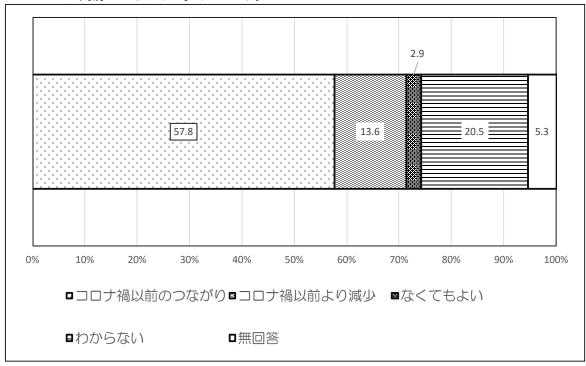
【「貧困問題」「ヤングケアラー」「8050問題」の認知度】

「聞いたことはあるが、内容は知らない」(33.1%)が最も多く、「全て知っている」(9.7%)と「一部知っている」(23.0%)と合わせた知っていると回答した人(32.7%)とほぼ同数です。「知らない」と回答した人は、27.6%となっています。

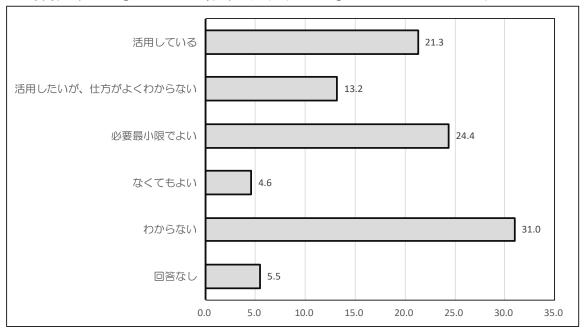


【新型コロナウイルス感染症下における人とのつながりのあり方】

新型コロナウイルス終息後においては、「コロナ禍以前のつながり方が望ましい」が57.8%と半数以上の人が従前のつながりを求めています。

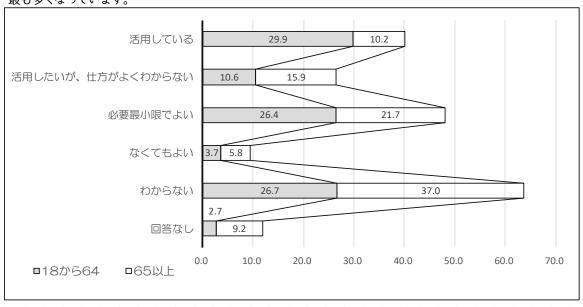


【ICTの活用状況】 「必要最小限でよい」が24.4%と最も多く、「活用している」が21.3%となっています。



ICTの年代による傾向

18歳から64歳では、「活用している」(29.9%)が最も多く、65歳以上では、「わからない」(37.0%)が最も多くなっています。



⑧住民の方々よりの意見・提案について

アンケートの自由記述欄で、住民の方々より頂いた意見・提案において記載された言葉 (キーワード)を集計及びグループ化することにより、多くの方々に共通している6つのカテゴリーを抽出いたしました。なお、本集計にはテキスト分析ソフト「*KH Coder」を使用しています。

「KH Coder」の分析では、あくまでも多数の言葉の特徴や傾向が示されますので、アンケートでご回答いただいた全ての言葉が下記に掲載されるわけではありません。

1.福祉制度について

福祉制度・施策に関して十分に理解できておらず、将来への不安はあるが、どこに相談をしていいかわからない。そのため、気軽に相談できる場、情報を得られる場、人と人とが繋がったり、地域のことを考えたりする場があれば良いという意見が複数見られた。

2. 住民サービス、行政の対応について

役場による住民サービスの充実を求める声が散見した。住民目線での情報発信の必要性や、住民の声を届けるしくみづくりにも言及がされている。また、庁舎が移転し、行き難くなったことが行政サービスの低下に繋がらないか危惧する声も見られた。

3. 交通問題について

交通問題について、現在から将来にわたって危惧する意見がある。特に、公共交通機関の本数の少なさが若者・子育て世代の地域への定着率の低下につながっているのではないかという意見が見られた。また、交通問題の解決が進めば、地域活動への参加がしやすくなるといった声があるとともに、将来的には自動運転車両の導入など、新技術に期待する声も見られた。

4.情報発信・情報化について

行政の行う事業内容についてのわかりやすい情報発信が不十分であるという意見が 散見した。そのため、従来から町に暮らす住民と、最近になって暮らし始めた住民との間 では、住民どうしの繋がりによる情報取得量の点から、情報格差を感じるとの指摘があ る。また、情報発信が不十分であるため、町のことや施策について理解することを困難に しているのではないかという意見も見られた。

さらに、何らかの問題が生じた際、関係機関内での情報共有が不足していることを指摘する意見も見られた。

5. 高齢化について

従来の町の施策が高齢者に十分配慮されており、このままの状態が続くことを望む声がある一方で、高齢化に重点が置かれすぎており、子育てに関する施策が手薄であることを指摘する意見がある。

また、高齢者が町のボランティア活動や清掃活動などに積極的に参加し、のびのび暮らすことができる点を町の良い点と評価する一方で、地域活動への参加者の高齢化を危惧する声も見られる。

さらに、高齢者が地域内を自由に、便利に行き来することのできる交通手段を確保する こと、高齢者が集まれる場作りを提案する意見も見られた。

6. 公共施設について

今後も進行する高齢化を見据えて、高齢者施設・医療施設の充実を望む意見が散見 された。

※KH Coderとは・・・・・文字列や文章 (テキスト型データ)を計量的に内容分析のできるフリーソフトウェアです。文章等に、どんな言葉が多く出現していたかを頻度表として見ることができます。また、一緒に出現することが多い言葉や同じ言葉を含む文書のグループを見ることで文書群(本計画の場合は、「アンケートの自由記述欄」における記載事項)における特徴を探索することができます。

3. 関係機関等からの意見・提案

計画策定にあたって、子育て世代、障がい者家族、自死家族及び介護保険ケアマネ ジャーとの意見交換、本策定委員会委員への事前アンケートを実施しました。

意見交換では、当事者から悩みごとや町へ期待することや改善することを中心に意見 交流を行いました。

策定委員会委員へは、各種団体の取組状況の現状と課題、今後の取組方向等につ いてアンケート形式で意見をいただきました。

(1)対象

○意見交換団体

・子育て世代の親・自死家族・精神障がい者の家族・介護保険ケアマネジャー

〇アンケート形式 策定委員会委員(団体名)

- ・宇治田原町身体障害者協会・要約筆記ボランティアサークル「グリーンティ」
- ・宇治田原町老人クラブ連合会・宇治田原町地域自立支援協議会
- ·宇治田原町民生児童委員協議会 ·宇治田原町社会福祉協議会
- ・わらべうたボランティアサークル「このゆびと~まれ!」・公募委員
- ・特別養護老人ホームサンビレッジ宇治田原 ・宇治田原むく福祉会

②意見交換で出された意見・提案等とその対応方針

【子育て世代】

○生活・家事支援の段階的改善

子育て世代における時間的・精神的な課題については社会全体で議論されているこ とであるが、宇治田原町においてもそうした課題は同様に存在すると考えられる。

電話相談や居場所づくりに加えて、家事と子育てから一定の間距離をとることのでき るしくみが求められる。

町では家事支援やファミリーサポート事業が展開されているが、この利用を進めるた めにさらに適切な情報発信が必要である。

これらの事業について何が課題であるのかを明瞭にするために、利用者と非利用者

に分けて、何が使いづらい理由となっているのかを検証・調査を実施し、段階的に改善 することが求められる。

○急用・急病時の子ども預け先の確保

急な子どもの預け先に関する課題が挙げられている。現在も預け先が用意されているが、事前手続きにより利用できない住民も少なくない。

手続きを簡略化するために、保健師による家庭訪問の際に書類を提出できるしくみや、オンラインフォームの活用について検討する必要がある。

保護者の病気による一時的な預け先については、事後に診断書の提出によって証明 ができるような居場所を確保することも検討できる。

幼稚園・保育所に一時預かりの居場所を作り、人員を配置することも考えられる。

支援者については、シルバー人材センターや退職した児童系の専門職の活用、現在の居場所や施設に対し、急な時間外利用に費用補助をするよう町が予算措置をとることも考えられる。

○電話相談、SNS 相談の実施

コロナ禍によって、移動制限や経済的な理由により、家族に余裕がなくなっているという意見が以前よりも明瞭に示されるようになっている。子育て支援センターをはじめとする諸機関で連携し、電話やスマートフォン、タブレット端末などを利用した SNS での相談・受付を検討する必要がある。

普段は日常会話や居場所でのやり取りを通じて解消している悩みについて、時間を区切ってもよいので対応する機会を設けることも検討する必要がある。

○オンライン居場所の展開

親子のストレスの軽減のために、今回のヒアリングにおいて実施したように、オンラインによる居場所や意見交換の場づくりに積極的に取り組むことが求められる。たとえば、ある曜日・時間については広く会議室 URL を広報し、映像をオフにして誰でもいつでも入室できるようなオンライン会議室を開催するといった手段について検討する必要がある。

オンラインの手法は、個別相談へのつなぎとしても一定のニーズはあると考えられる。

オンライン会議については、何回かサポートを経た後であれば、スマートフォンからでも参加できるという声もあった。子育て支援センターを利用した際に希望者に体験してもらい、徐々に輪を広げていくなど、きっかけづくりからしくみを作れば、オンライン会議による居場所や意見交換の場づくりは可能と考えられる。

子育てに関する相談のなかで、家庭内暴力や引きこもりのように、専門職による対応 が必要となる場合については、町内だけではなく山城地域で広域サポートを構築し、相 談支援が迅速にされるようなしくみづくりに着手する必要がある。

【自死家族】

自死の発生後の支援についても、検討する必要がある。現在は個別に事後対応を行っているが、継続的に専門職との相談の機会を設けるだけではなく、定期的な訪問支援について検討する必要がある。

町外のピアグループへの参加を呼び掛けるなど、町内外の資源への安定的なつなぎ や経路についても整理しておくことが求められる。今期の計画をもとに、こうした支援団 体とのつなぎについては積極的に展開する必要がある。

【精神障がい者の家族】

発達障がいにより対人コミュニケーションが苦手であったり、就職後病気を発症し、仕事のしづらさから就労継続が困難となるなど、自宅に閉じこもりがちになる中で、家族との意思疎通が困難となるときには、暴力行為につながることもある。

親の高齢化に伴い解決が困難な事象も生じ、支援サービスや相談できる場等の情報が十分でない。

行政が持つ情報やネットワークを、必要とする人に適切に提供できる体制の構築が必要となる。家族だけで抱え込むのではなく、困難ケースには町が設置した障がい者自立支援協議会が積極的にかかわるなど、継続的な支援が行えるよう取り組む必要がある。

当事者の孤立防止の視点から、当事者家族間の交流機会の創出に取り組む必要がある。

【介護保険ケアマネジャー】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、外出・人との交流機会が減少し、認知症の 進行傾向が顕著に現れている。
- ・休日は、家族がいる前提での介護保険サービス提供体制になっており、休日、年末年 始、長時間における通所事業、訪問事業サービスや配食サービスが不足している。小 規模多機能施設やグループホームなど本町に不足するサービス提供があれば良い。
- ・高齢者の外出機会を確保するためには、福祉有償運送だけでなく、他の外出支援サービスがあれば良い。
- ・介護保険サービスで賄えない部分でのサービスも必要であり、社会福祉協議会では、 暮らしのサポート事業があるが、担い手不足が深刻で、利用したいときに利用できな い状況にある。
- ・妻を介護している男性介護者が増えている。食事の世話、洗濯、掃除、衣類の取り換え 等を支援するサービスがあればと思う。
- ・8050問題や若い世代の引きこもりで支援が必要な世帯が増えてきている
- ・介護保険と障がい福祉サービスの連携を一層図るとともに、不足するサービス事業の ボランティアや社会福祉協議会による創出に向けた取組が必要になっている。

③アンケート形式による意見聴取

【障がい者福祉について】

『現在の状況・充実を望む施策』

- ・「心のバリアフリー」と言われて久しいが、より一層の充実がされることを望む。地域 での生活においては、敢えて健常者と交流するという形をとらなくても、障がい者として ではなく、隣人としてとけ込んでいるように感じている。
- ・道路は舗装されているが、段差、亀裂、隆起が多くの所であるように感じており、車椅子を押す介助者も歩きにくい状況がある。
- ・既存の制度では対応できない不自由(不便)さを手助けしてもらえる支援等の充実を 望む。
- ・移動手段の確保としてコミュニティバス(町営バス)の充実を望む。

- ・活動の幅を広げたいので、役場と社会福祉協議会との連携を希望する。
- ・町内、社会福祉法人が広く事業展開され、障がい福祉における個別の課題は概ねワンストップで対応できていると感じる。むく福祉会を拒否されるケースや、より専門性の高い支援が必要になった際にどのような形で支援体制を構築していくかが課題。
- ・豊かな自然と製茶業、工業地帯 (工業団地) は独自の財産。就労のチャレンジの機会 や引きこもり者の活動場所等、福祉ニーズにうまく活かすことはできないか。
 - ◇引きこもり支援 → 長期にわたり、ねばり強く丁寧な支援。
 - ◇就労支援 → 雇用機会の増加、通勤への支援。
- ・障害者総合支援法に定める障害福祉サービスとしては、地域のニーズに応えながら 事業体制を整えてきた経緯があり、必要とされるサービス提供の基盤は整備済。
- ・利用者ニーズが毎年増加することで、現在の事業規模では対応しきれない状況が常に生じていること、また、ニーズの多様化が顕著で、既存のサービス提供の枠内だけでは、利用者ニーズに十分応えきれない事案が増加。
- ・障害者権利条約の批准、障害者差別解消法など、国内外では障がい者の人権を守る ための法的制度は進んでいる状況にある一方、地域での障がい者理解は進んでいな いように思う。
- ・療育教室「ちゃお」の現状況が不明であるが、ST(言語療法士)、OT(作業療法士) 臨床心理士による個別療育(I回/週)、グループ療育(I回/週)が必要ではない か。
 - ※他市では多人数から状態を見ながら少人数へと移行していくが、町では人数に制限がある為、療育が必要な子どもが漏れているのではないか。支援の幅を広げて欲しい。

『発達障がいがある人を持つ家族支援について』

- ・障がい児の支援施設が町内に1ヶ所しか通所施設がなく、利用時間にも制限があるため、十分な支援が受けられない。施設の増設または支援員の増員を希望。
- ・18 歳以上になると子ども発達支援センターや学校など支援を受けていた場所がなくなる。継続した支援のためにも、相談ができる場所(役場の窓口など)の周知が必要。
- ・発達障がいがある子を持つ家族に対して、勉強会(専門家による勉強会、親御さんど

うしの交流の場)など知識を取得できる場を行政が中心となって催して欲しい。保護者が参加する場合には、子供の面倒を見てもらう必要があったり、場所の借り上げなど費用等もかかってくることから、行政の支援が必要。また催しの周知にも「町民の窓」に案内記事の掲載などを希望する。

- ・なかよし合同学習会に、OB・OGとしての参加・交流の場があると、先輩からの情報提供などにより、これからの事を知る、考える機会になる。
- ・発達障がいを指摘されつつも普通級のまま、小・中高校と進級した子が、そのまま引き こもりになっているケースが最近よく見受けられるが、在校中に学校以外の所で、福祉 的な支援はできないか。
- ・福祉に関する相談窓口の充実(相談機関・窓口の紹介など)を望む。
- ・自らがまず検索し、知ることができるように、支援内容や必要な手続きなどについて、 文字だけでなく図柄などを使用して目につきやすいホームページ等を作成してほしい。
- ・町内で支援できる事業所(就労移行支援、就労継続支援A型・B型の両方)の設置を 希望。
- ・支援シート(保護者・園・学校・支援施設(療育など)に支援に必要な子どもの情報を 記入していただき、継続した支援が受けられるよう活用するもの)の活用・周知。
- ・町教育委員会から支援シートの配布がない為、配布して頂き、就労にむけて活用して もらうことが必要。(京都市・京田辺市などでは既に実施。)
- ・支援シートに子どもの状態などを記録することで、保護者も子どもの状態などを整理 して把握することができる。

『新型コロナウイルス感染症による影響や今後について』

- ・中断している各種レクリエーション・交流事業の再開をしたい。
- ・コロナ禍による引きこもり、不安感を少しでもなくすよう支援が必要だと考える。
- ・新型コロナウイルス終息後、他ボランティア団体の活動への協力。
- ・就労のICT化・ZOOM等オンラインの取組(会議やセミナー等)を推進するとともに、 終息後においては、人と人とのつながりを強化しなければならない。
- ・地域住民への啓発活動や、障がい者理解の推進などに関しては、SNS を活用した取組を検討していきたい。

- ・生活困窮者や要保護児童を対象にした公益事業として子ども食堂。農業を通じた新 たなコミュニティづくり。
- ・ネットなどによる情報提供は可能であるので、必要であればZOOMなどオンラインによる情報提供や事業所とのやり取り(障がい等により、なかなかその場に行くことが困難な人たちへの情報提供)ができるようになることを望む。

【高齢者福祉について】

『現在の状況・充実を望む施策』

- ・会員の高齢化と新規入会者の年齢が高く、会員数は減少傾向にある。
- ・健康寿命を延ばす運動として、地区でのラジオ体操やウォーキング等の実施を町で誘導してほしい。
- ・独居高齢者の増加に伴い、孤立・孤独の予防、特殊詐欺などの消費者被害防止など の施策の充実を望む。
- ・サービス利用者個々のニーズは様々なので、そのニーズ全てに応えるサービス提供は 困難。ケアマネジャーが利用者ニーズにあったサービス提供を調整し、ニーズ把握を 実施。
- ・2025年問題を控え、それに対応できる介護業務にあたるスタッフ確保が課題。
- ・高齢化がますます進む中、町内では高齢者のみの世帯が増えつつあり、今後自分達 では安心した生活が送れない高齢者が増す可能性がある。
- ・安価で利用できる軽費老人ホームの利用ニーズが増すと予想。

『新型コロナウイルス感染症による影響や今後について』

- ・新型コロナウイルスの関係で各種事業を中断しており、運動面ではグランドゴルフ、奉 仕面では地区内の清掃活動、地域の子供たちの見守り等を再開したい。
- ・高齢者施設では感染リスクが高いため、感染対策をとりながら自粛した事業内容である。新型コロナウイルス終息後においては、施設の恒例行事やボランティアの方々によるレクリエーション、家族の面会など、新型コロナウイルス感染症拡大前の事業再開。

・地域共生社会の実現に向けて、町内の高齢者・障がい者の二つの社会福祉法人がこれまでの蓄積を活かすとともに、それぞれの機能を最大限活用し、一定の役割を担うことのできる事業展開と組織を構成。

【子育てについて】

『現在の状況・充実を望む施策』

- ・子育て支援センターの「遊びの広場」では、子どもの早期就園傾向により参加が減少 している。
- ・活動の場が確保され、講習会や小道具の作成経費等の支援を受け、事業が継続可能となっている。
- ・子育て支援事業では、地域やご近所などは関係なく、個々での参加が目立ち、横の繋がりが薄くなってきたように思う。また高齢者では、声掛けしながらラジオ体操をしたり、 地域の見守りを実施している所もあり、地域の繋がりの重要性を感じる。

『新型コロナウイルス感染症による影響や今後について』

・子どもの成長は、1年1年の経験がとても重要である。コロナ禍でも、ふれあい方・伝 え方など工夫したり、子育て支援センターが実施されるリモートを利用したり、動画作 成など今までとは違う形を考えていきたい。

【地域福祉について】

『現在の状況・充実を望む施策』

- ・地域社会の実情を把握し、あらゆる生活上の相談に応じる。必要に応じて関係機関に つなげる活動を通じて、人々の支えあい・地域の取組が広がり、つながっていく中で、 誰もが安全に安心して暮らす社会の実現を目指している。
- ・新たに京都府社協より受託開始となった「コロナ特例緊急小口貸付、及び総合支援 金貸付」は町社協でも 225 件もの申請があった。若い子育て世代や外国人労働者等 が多く相談・申請され、これまでの対象者の固定概念を覆す結果となった。

・本町でも成年後見制度利用のニーズは高まりつつあり、町社協においても認知症高齢者や知的障がい者等を対象とした福祉サービス利用援助事業の利用者が後見制度へ移行するケースが増加している。

『新型コロナウイルス感染症による影響や今後について』

- ・コロナ禍で訪問活動も制限され、地域の人への訪問・面談ができない。
- ・地域等の行事も中断しているので、情報も入りにくく、今まで築き上げた関係性が従来通り復活できるのか不安。
- ・民生児童委員の職務推進のため研修会の開催や交流会、学校訪問・施設訪問・各種 行事への参加・開催による民生児童委員間の団結力の向上を図るとともに、個々の民 生児童委員としては、地域の積極的な訪問活動を再開。
- ・コロナ禍のため「地域が元気!さくら福祉まつり」「福祉バザー」等の大型事業は中止。 代替事業としてつどい型事業を訪問型に事業切り替えるなどして取組を継続。
- ・外出できないことや経済困窮によるストレスからか、電話相談も深刻で長時間(2~3 時間)に及ぶこともある。
- ・経済的困窮から、今日明日食べるものが無い等の相談もあり、京都フードバンク等 NPO 法人と連携を図って随時支援活動を実施。今後、町社協として「ミニフードバンク事業」等を創設できないか検討中。
- ・コロナ禍で一気に広まりを見せた ICT の活用についても積極的に取り組んでいかね ばならないと感じている。
- オンライン会議への参加や開催だけでなく、事業の積極的な広報発信媒体として、ホームページの更新と充実、Facebookによるリアルタイムの事業発信、YouTubeの活用等を検討。
- ・町社協でも地域福祉活動の中心的活動者である前期高齢者のほとんどがスマートフォンを所持しておられ、今後、若い世代にも地域福祉活動に興味を持ってもらうため、 多方面への情報発信に取り組んでいきたい。

4. 第2期計画の取組の振りかえり

第2期地域福祉計画は、「みんなの絆を育み、次代に伝える『福祉のまち』宇治田原」の基本理念実現に向け4つの基本目標と10の取組の方向性を定め、庁内関係課及び町社会福祉協議会をはじめ、民生児童委員、福祉サービス事業者、地域団体、ボランティアなどと連携・協働し取り組んできました。

基本目標 | ふれあい、支えあいの絆づくり

【取組の方向】

1. 住民どうしの交流と身近な地域での福祉活動の促進



- (1)地域に関心をもつきっかけづくり
- (2) 住民どうしが交流できる場づくり
- ◇青少年対策協議会や社会教育委員会などと連携し、児童生徒への見守り活動とともに「あいさつ・声かけ運動」を実施。また住民への周知を行い、各々無理のない範囲での地域全体での見守り活動を呼び掛けています。
- ◇各種イベント開催には、多世代の参加・交流が行えるように企画・実施するとともに、住民との懇談会においては、様々な住民からの声が聞こえるように幅広く行いました。
- ◇新型コロナウイルス感染症拡大により多くの事業が中止となり、今後は、コロナ 禍以前の取組への回帰もしくは新たな手法での実施についての検討や事業担 い手の確保が課題となっています。

【取組の方向】

2. 地域の見守り・支えあいのネットワークの推進



- (1)地域福祉ネットワーク活動の推進
- (2)避難行動要支援者への支援体制の整備
- (3) 虐待防止対策の推進
- (4)地域ぐるみの防犯・交通安全対策の促進
- ◇各区・自治会の活動に対し、町から財政的な支援を行い、各区・自治会等の活動を支援し、地域における支えあい・助けあいが機能する地域づくりに努めています。
- ◇ひとり暮らしの高齢者や子育て家庭など、専門職員が訪問することにより、見守り・相談・支援を実施しています。
- ◇徘徊高齢者の発見や見守りに関し、SOS ネットワーク「みんなで見守りうじたわらネット」を構築し、住民が幅広く参加するネットワークづくりを行いました。
- ◇福祉避難所の設置運営に関し、民間施設の活用を進めるとともに、災害時備蓄品として食糧等のほか、粉ミルク、紙おむつなどの備蓄品の配備を行いました。
- ◇要保護児童地域対策協議会等において、関係機関との定期的な協議の場の 開催に努めるとともに、連携強化に取り組み、情報共有のもと早期対応に努め ました。
- ◇各区・自治会や PTA の要望にもとづき、危険個所への交通安全啓発看板の 設置を進めました。また見守り安全パトロール隊等のボランティア支援や関係 機関と連携した青色パトロールの実施、消費者被害防止の啓発活動など、地 域ぐるみでの見守り活動を実施しています。

基本目標2 地域福祉を支える人づくり

【取組の方向】

1. 地域福祉の担い手の確保·育成



- (1)福祉ボランティア団体・NPO 団体の育成・支援
- (2)福祉関係団体・組織間の連携による担い手の育成
- (3) ボランティア人材の養成と経験や知識を活かせる機会の充実
- ◇ボランティアの確保・育成は、主に町社会福祉協議会がその役割を担い、ボランティア入門講座等の開催やボランティアに関する相談や情報提供、ボランティアをしたい人としてほしいニーズとのマッチングなどを行い、町はそのような社会福祉協議会の事業に補助を行い支援しています。
- ◇町事業においてもボランティア養成講座の周知につとめ、活動している人と活動に興味のある人との交流の場を提供するなどボランティアの増員に努めました。
- ◇社会福祉協議会、福祉関係団体などと情報共有に努め、ボランティアニーズの把握により必要な人材の確保が必要です。

【取組の方向】

2. ボランティア・社会貢献活動を促進するための環境の充実



- (1) 多様な活動機会の充実
- (2)担い手が活動しやすい環境づくり
- ◇社会福祉協議会においては広報紙の発行やウェブサイトの更新に加え、Fac ebook によるリアルタイムの情報発信を行っています。

- ◇町内で実施される様々な事業・イベントにおいて、ボランティア団体の参加協力を得ることにより、ボランティア活動を見て・知る機会づくり、気軽に参加できる機会提供に努めています。
- ◇ふれあい福祉センターなどの公共施設において、使用料の減免など活動拠点の場所の提供に努めています。

【取組の方向】

3. 多様性を認めあう意識の向上



- (1)人権意識や福祉のこころを育む広報啓発の充実
- (2)人権や福祉に関する教育の推進
- ◇「人権強調月間」、「人権週間」、「虐待防止月間」、「障害者週間」や「人権 擁護委員の日」での関係機関と連携した街頭啓発や「人権のつどい」を開 催しているほか、学校等での人権教育・人権学習の開催、「人権の花運動」 などを実施するとともに、社会福祉協議会では中高生を対象とした社会福祉 体験学習を実施するなど人権や福祉に関する意識啓発を行っています。
- ◇講演会への住民の参加が少ないため、参加促進に向けた取組の検討が必要です。
- ◇多様性を認め合うためにも、地域に暮らす多様な人と出会う居場所づくりに 向けた取組も必要です。

基本目標3 情報提供と相談体制のしくみづくり

【取組の方向】

1.情報提供・総合相談支援体制の充実



- (1)わかりやすい情報提供の推進
- (2)総合的な相談体制の推進
- (3) 専門的な相談体制の充実
- ◇町ウェブサイトに掲載している福祉制度等について随時情報の更新を行い、より分かりやすいものとなるように見直しを行いました。情報提供手段については、広報紙などの紙媒体に加え、母子手帳アプリを新たに導入するなど提供手段の充実を図っています。
- ◇サービスを必要とする人や不安を抱える人には、担当部署が連携した相談・支援体制を整備し、保健師、社会福祉士や介護支援専門員により専門的な相談・支援を行うなど相談支援体制の充実を図っています。また、ケースに応じて訪問相談・フォローを行っています。
- ◇スマートフォンやタブレット端末などを利用したSNSでの情報提供や相談の充実について検討を行っていきます。
- ◇必要とされる情報は様々であることから、発信する情報(プッシュ版)には情報の取捨選択・実施体制など全庁的な検討が必要です。

【取組の方向】

2. 社会福祉協議会・民生児童委員との連携と支援



- (1)社会福祉協議会との連携と支援の推進
- (2) 民生児童委員との連携・協力の推進

- ◇町社会福祉協議会の運営事業に対し、町からの財政的な支援を行うとともに、 両者が連携し、地域の要援護者への見守り・支援活動を実施しています。
- ◇民生児童委員は、おでかけ広場(おいでよ!遊びの広場)や地域行事への参加、学校訪問など地域との信頼関係を構築するとともに、町社会福祉協議会事業にも年間を通じて参加協力を行い、福祉サービスや専門機関へのつなぎ役として地域福祉の向上に貢献しています。
- ◇民生児童委員や地域の団体間での個人情報について、必要な情報の「共有」 と「保護」の指針づくりが必要となります。
- ◇コロナ禍により生じた社会変化(ニーズ)に対応した取組の検討・実施を図る 必要があります。

基本目標4 安心・安全に暮らせる福祉サービス・環境づくり

【取組の方向】

1.保健・福祉サービスの充実と支援をつなぐ連携の強化



- (1)福祉サービス提供・連携体制の充実
- (2) 福祉サービスの質の確保・向上と権利擁護
- (3) 宇治田原町版地域包括ケアシステムの構築
- ◇地域における障がい者等への支援に関し、情報共有、関係機関の連携を図る場として自立支援協議会を設置し、支援ネットワークの構築を図りました。
- ◇認知症初期集中支援チームを設置し、早期診断・早期対応に向けて支援体制 の構築に努めました。
- ◇成人全般の健康増進のため、健康づくり事業を開催し、運動習慣の定着、健康意識の醸成を図りました。

- ◇高齢者が自ら希望する医療や介護等を選択して、本人と家族が納得したうえで人生の最終段階を迎えられるよう支援を行っていくため、京都府と連携し多職種の参加のもと「人生会議」の開催に取り組みました。
- ◇高齢者の健康づくりと介護予防さらには医療と介護の連携により、切れ目のないニーズに見合ったサービスの提供体制の充実が必要です。

【取組の方向】

2. 日常生活の自立支援の充実



- (1)子どもを育む環境づくり
- (2) 障がい者の自立を支える環境づくり
- (3) 高齢者の自立を支える環境づくり
- (4)生活困窮者に対する自立支援の充実
- ◇これまでの連携に加え、情報共有による様々な問題の早期発見・早期対応に繋げるため、学校との連絡会を設け、気になる児童・生徒や家庭の情報共有を図り、ネットワーク強化に取り組みました。
- ◇町社会福祉協議会ではコロナ禍において増加した生活福祉資金の申込対象者への丁寧な聞き取り相談を実施し、生活困窮者のフードバンク等関係機関へのつなぎを実施しました。
- ◇福祉に関連する個別計画である「障がい基本計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「高齢者介護・福祉計画」、「健康増進計画」を改訂し、更なる福祉施策の充実に取り組むこととしました。
- ◇高齢者の生きがいづくりに向け、老人クラブやシルバー人材センターの更なる 活性化が必要です。
- ◇高齢者が増加している現状から、「高齢者の積極的な社会参加の促進」、「認知症の人を支えあう地域づくり」、「生活支援体制の整備」の更なる推進が必要です。

【取組の方向】

3. 安心・安全に暮らせる福祉サービス・環境づくり



- (1) 町の防災機能の強化
- (2) 道路の安全性・交通機能の利便性の向上
- (3) 暮らしやすい生活環境の整備
- ◇近年、頻発する自然災害等に対し、地域防災計画の改定を行うとともに各地域自主防災会への訓練支援や資機材整備等の助成を行いました。また町広報紙などを活用し、防災意識の啓発に取り組みました。
- ◇町の実情に即した移送サービスを実現するため「地域公共交通会議」を設置 し、町内における持続可能な「新しい地域公共交通」の検討を実施しています。
- ◇各地域(区・自治会)からの要望をもとにカーブミラーや安全灯の整備を進めるとともに、環境美化ボランティアなどの活動を支援しています。
- ◇町の実情に即した「新しい地域公共交通」の他、福祉の視点から交通弱者に対するサービス等の検討・充実が求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 第3期計画の基本的な考え方

1. 町の将来

本町の人口は、出生率が低下する一方、高齢化率は上昇し、人口構造そのものは少 子高齢化が進行しています。

令和7年(2025年)には、町人口は約8,744人と推計され、住民の約36%が65歳以上の高齢者となる見込であり、更に団塊の世代が75歳を迎えるなど、高齢化の進展に伴い、要介護・要支援者、高齢者のみの世帯の増加やひとり親世帯、ひきこもり、生活困窮者やそれらの問題を重複して抱える世帯など支援が必要な方の増加により福祉に関するニーズが高まると予想されます。

今後、急速に高齢化が進み、やがて「一人の若者が一人の高齢者を支える」という 厳しい社会が訪れることが予想されています。

少子高齢化や財政状況から、「公助」の大幅な拡充をすることは難しいと予想されますが、地域福祉の推進に果たすべき「公助」の役割を再認識し、効率的・効果的な行政 サービスの提供や地域福祉推進への機運醸成に取り組むことが必要となってきます。

地域福祉は、対象範囲・内容が大変幅広く、住民一人ひとりが地域福祉に求める機能も様々です。地域の生活・福祉課題解決に向けた地域福祉活動の推進にあたっては、「公助」「共助」「自助」の役割分担と相互の連携によって地域が一体となって取り組むことが必要です。

◎「公助」(行政等による公的サービス)

自助や共助だけでは解決できない課題に対して行政等が提供するサービスで、地域 の課題に応じて実施される福祉事業やサービスなどの公的支援です。

◎「共助」(隣近所・友人などの支えあい)

近隣の住民どうしや地域で活動する団体どうしの支えあい・助けあいで地域の課題の解決を図ることであり、地域福祉においては中心的な取組のひとつとなります。

自分一人の力で生活していくことは限界があります。「自助」を支えるしくみとして、地域のなかで生活する人どうしやボランティアなどで支えあうことが大切です。また、公助につながるしくみを発案する役割も担います。

◎「自助」(個人や家族による自助努力)

一人ひとりが主体的に、いつまでも元気に暮らしていくための心構えや行動が大切です。自分の力で暮らすため、疾病予防や介護予防に取り組んだり、解決できない課題について、自らの判断で家族に相談したり、必要に応じて各種サービスを利用したりすることが必要です。

2. 計画の基本理念

第2期地域福祉計画では「みんなの絆を育み、次代に伝える『福祉のまち』宇治田原(自立と支えあい・助けあい)のしくみづくり」の基本理念のもと、住み慣れた地域において住民・行政等が協力・連携して地域福祉の課題を解決するしくみづくりに取り組んできました。

本町の地域福祉に関する取組の継続性の観点から、本計画においても第2期地域福祉計画の基本理念を継承し、この理念を基調に本計画に定める様々な取組を展開していきます。

【基本理念(めざすまちのすがた)】

みんなの絆を育み 次代に伝える 「福祉のまち」 宇治田原

- 「自立と支えあい・助けあい」のしくみづくり-

3. 計画の基本的な視点

(1)地域福祉の主役は地域で生活する住民一人ひとり

地域で生活する住民一人ひとりが、「自助」「共助」を通じて、地域福祉を推進するための主役となります。

(2)地域共生社会の実現を目指す

地域生活課題を我が事として捉え、支えあうことが必要です。年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての人がつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに 創る「地域共生社会」を目指します。

(3) 地域の特性を活かし、地域生活課題に対応する

地域には人やモノ、情報等の様々な地域資源があります。地域の特色を生かした地域づくりが地域生活課題の解決につながります。

(4) 分野を超えた多様な主体が連携する

複雑化・複合化する地域生活課題に対応するため、障がい、介護、子育て、生活困窮などの福祉分野や医療・保健分野だけでなく、地域づくり、商工業、農業、交通、防犯、防災、学校教育、社会教育との分野を超えた連携を進めます。

(5)人に寄り添った支援を行う

支援の必要な人や世帯の課題を総合的、継続的に把握し、その人の状況やライフステージに応じた包括的な支援に取り組みます。

(6) 常時・非常時の切れ目ない支えあいを推進する

近年の災害や感染症の発生状況から、これまで以上に、常時と非常時の切れ目ない つながりや支援体制を構築していく必要があります。行政や消防、福祉関係機関と地 域住民との常時の連携体制を非常時に活かせるよう取り組みます。

4. 計画の基本目標

地域福祉は、本町の住民すべてが主役となり、一人ひとりの参画のもと、助けあいや 支えあいの輪を広げていく、継続的な活動が重要です。

地域福祉には、2つの役割があります。福祉分野では、対象者別に制度が組み立てられているため、その狭間にいる人や既存の制度に結び付いていない人がいますが、こうした人たちを見つけたり、必要な支援につないだりしていくためには、分野間で連動し

て取り組む必要があります。このことから、縦割りの「制度間をつなぐ」ことが大きな役割の1つです。

また、地域において活動している主体の強みやそれぞれが持つネットワーク機能と連動しながら、地域が抱える福祉的な問題の解決を通じて地域づくりを進めたり、相乗効果を生み出すことも、もうひとつの大きな役割です。

このような役割を果たし、本町がめざすまちのすがたを実現するための目標を次のとおり定め、これらの目標の達成に向けて関連施策の展開を図るとともに、地域福祉に携わる、「住民」、「地域」、「医療・福祉の専門職」、「社会福祉協議会」、「行政」といった主体が、「地域福祉の推進」の必要性について、認識を共有するとともに、その実現にむけて、協働で取り組みます。

基本目標 | 『ふれあい、支えあいの絆づくり』

「地域福祉の推進」には、日頃から相手に思いやりを持ち、理解し合い、地域で生活する様々な人たちが協力し合える関係が大切となります。ふれあい、支えあいの絆づくりに向けて、日常的なつながりや地域コミュニティの構築を進め、生活に密着した福祉課題に対し、人と人の支えあい・助けあいが行われるよう全ての主体が連携できる環境づくりを進めます。

基本目標 2 『地域福祉を支える風土づくり』

「地域福祉の推進」には、より多くの人が地域福祉活動に参加し、活動を充実させることが大切となります。年齢や障がいの有無に関係なく、全ての人の、それぞれの関係性や距離感で参加したいという一人ひとりの思いの醸成に向け、地域福祉の意識を高めるための幼少期からの福祉教育や生涯学習等の推進、地域福祉活動を行う団体の活動の場の確保・活動機会の確保の支援などの環境づくりを進めます。

基本目標 3 『安心・安全に暮らせる福祉サービス・環境づくり』

「地域福祉の推進」には、地域に暮らす全ての人が、お互いの立場を理解し、支えあえる関係が大切となります。そのような関係は、地域福祉のしくみづくりや取組を効果的に進めていくうえでの基本であり、重要な役目を担っています。

複雑で多様化・深刻化する地域の課題・ニーズに対し、住民をはじめ、行政や関係機関・団体などがパートナーシップのもと解決し、要配慮者・要支援者が適切な支援を受けることができる福祉サービスが整った環境づくりを進めていく必要があります。

そのため、健康をはじめ、高齢者、障がい者、子どもに関連する計画などに基づき、必要な施策や福祉サービスの提供体制を充実させるとともに、困ったときに適切な相談機関で相談できる体制づくりを進めます。

基本目標 4 『権利擁護に対する取組の推進』

「地域福祉の推進」には、地域に暮らす認知症や知的障がい、精神障がいがあることにより財産の管理や日常生活に支障がある人たちを社会全体で支えあうことが課題となってきます。

そのため、日常生活などに支障がある人が、自分らしく生活を守るための制度として 成年後見制度を利用できるよう、相談窓口の整備とともに、必要な人を発見し、適切な 支援につなげる地域連携のしくみづくりを進めます。

基本目標 5 『社会福祉協議会地域福祉活動の推進』

「地域福祉の推進」には、地域における福祉ニーズが多様化しているなか、「地域福祉における協働の中核」として町社会福祉協議会の果たす役割が重要となります。

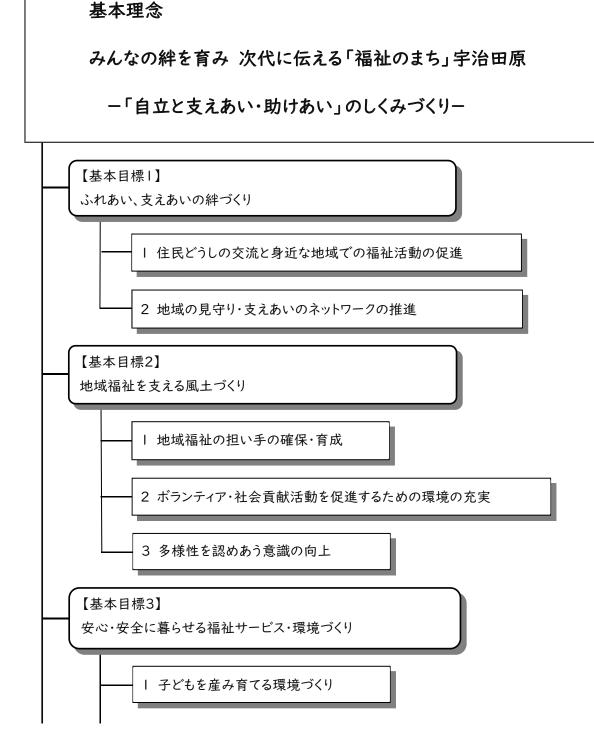
これまで地域において積み上げてきた実績に加え、地域での孤立、生活困窮問題等、取り巻く環境の変化に対応しながら、関係機関と連携することで、福祉のまちづくりを進めます。

基本目標 6 『命を守り、見守る地域づくりの推進』

「地域福祉の推進」には、まず地域で暮らす人が元気に生活を送ることが大切です。 現代の日本では、交通事故死の6倍以上にあたる3万人以上の人が自殺で亡くなっています。自殺の背景となる要因は様々ですが、社会的な取組や支援の手を差し伸べることにより、その多くが防ぐことのできる問題であることから、生きることの包括的な支援となる取組を進めます。

5. 取組の体系

第3期計画では、6つの基本目標の達成に向けて、以下の方向に沿って、「住民」、「地域」、「事業者」、「医療・福祉の専門職」、「社会福祉協議会」、「行政」がそれぞれの役割を担いながら取組を推進していくこととします。



2 健やかに安心して暮らせる環境づくり 3 障がい者が生き生きと暮らせる環境づくり 4 高齢者が住み慣れた地域で暮らせる環境づくり 5 貧困を見逃さない環境づくり 6 総合相談支援体制の充実 【基本目標4】 権利擁護に対する取組の推進 I 高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待及び配偶者からの暴力防止 2 成年後見制度の利用促進 【基本目標5】 社会福祉協議会地域福祉活動の推進 I 社会福祉協議会地域福祉活動計画 【基本目標6】 命を守り、見守る地域づくりの推進 I 自殺対策計画

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標 | ふれあい、支えあいの絆づくり

基本目標として掲げた『ふれあい、支えあいの絆づくり』を推進するため、2つの施策に 区分し、取組を進めます。

基本施策 1-1.住民どうしの交流と身近な地域での福祉活動の促進

【現状と課題】

アンケート結果からみると、「地域や近隣とのつながり」について、ほとんど付き合いをしていない人の増加やどんなことでも相談し合える人がいる人が減少するなど、人と人とのつながりが希薄化している傾向があります。

その一方、「近所で身の回りや家事・外出等で困っている人への対応」について、何らかの手助けができる・協力したい気持ちはあるという人が7割強を占めるなど、「共助」の気持ちを多くの人が持っています。

地域の居場所づくりは、コロナ禍により休止もしくは縮小状態となったものの着実 に進んできている反面、参加者が自ずと限定される場合も多く、多世代の交流が行 われていないなどの課題があります。

【取組の方向性】

- ・居場所づくりの推進
- ・世代間交流の充実
- ・地域活動の充実

基本施策 1-2. 地域の見守り・支えあいのネットワークの推進

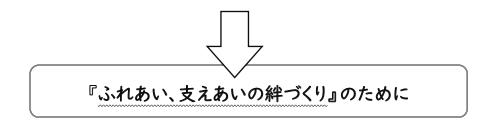
【現状と課題】

高齢者のいる世帯、高齢者ひとり暮らし世帯や高齢者のみ世帯が増加していると ともに、人口の減少や近隣関係の希薄化により、平常時もしくは緊急時の区分なく、 地域に暮らす人がお互いに支えあう関係づくりの再構築の必要性が高まっています。

地域住民をはじめ、自治会・町内会や地域の福祉団体、事業者等のそれぞれが連携・協働し、課題の早期発見・解決につなげるネットワーク体制の充実が課題です。

【取組の方向性】

- ・地域見守り活動の充実
- ・地域情報の収集・把握・共有



住民一人ひとりが取り組むこと

- ・あいさつや声掛け等を積極的に行います。
- ・隣近所にどんな人が住んでいるのかなど自分の地域についてもっと「知る」ことを意 識します。
- ・普段からさまざまな行事・活動に参加し、ご近所と顔の見える関係をつくります。

地域が取り組むこと

- ・地域主催行事に多くの年代の方が参加、交流できるように努めます。
- ・各地区の状況に応じ、それぞれの地区で地域課題や地域福祉について、みんなで考 えます。

事業者や団体等(医療・福祉の専門職)が取り組むこと

- ・地域での見守り・支えあいのネットワークを推進します。
- ・個別訪問などのアウトリーチ(訪問型の相談支援)機能の強化を図ります。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ・住民主体の交流の場を担うボランティアの確保・育成を支援します。
- ・地域サロンの開催など誰もが気軽に参加できる交流の場づくりを支援します。

行政が取り組むこと

- ・地域のセーフティネット機能の充実・強化を図ります。
- ・地域住民、福祉団体、事業者等が連携・協働し、課題解決につなげるネットワークづくりを進めます。
- ・誰もが地域活動に参加できるよう移動・外出に対する支援を行います。

基本目標 2 地域福祉を支える風土づくり

基本目標として掲げた『地域福祉を支える風土づくり』を推進するため、3つの施策に区分し、取組を進めます。

基本施策 2-1.地域福祉の担い手の確保・育成

【現状と課題】

アンケート結果からみると「住民相互の自主的な支えあい、助けあいの必要性」に ついて、「とても必要だと思う」人は減少しているものの、「ある程度必要だと思う」人 と併せると 9 割の人が共助の必要性を感じています。

実際に、一人でも多くの人に地域における福祉活動に参加してもらうためには、地域福祉の考え方、支えあいの精神と自主的な行動の大切さを、子どもから高齢者まで多くの人に広めていかなければなりません。

様々な場面において、地域福祉の現状を知ってもらい、地域における福祉活動に一 層関心をもってもらえるような普及・啓発活動の充実が課題です。

【取組の方向性】

・地域福祉課題の情報共有、学習機会の創出

- ・住民のボランティア活動に触れる機会の推進
- ・活動を継続できる環境づくりの推進
- ・日常的なつながりの構築

基本施策 2-2. ボランティア・社会貢献活動を促進するための環境の充実

【現状と課題】

アンケートにおいて地域での活動や行事等への参加状況を尋ねたところ、活動行事に参加していない人の割合は3割となっており、7割の人は何らかの地域活動に参加をされています。

その一方、ボランティアや NPO 等の社会貢献活動への参加経験を尋ねたところ、参加している、参加したころがある人は約3割となっています。

地域に暮らす人の一人でも多く地域福祉の活動に参加をしてもらうためには、「福祉活動」を特別な技量や経験を要する特別な活動として捉えるのではなく、日々の地域活動の延長ともいえる様々な活動があることを知ってもらう必要があります。

ボランティア・社会貢献活動に参加したい意向を持ちながらも参加していない人を実際の活動に結びつけるための取組が課題です。

【取組の方向性】

- ・ボランティア活動に関する啓発・情報発信
- ・ボランティア活動の活性化・普及の促進
- ・公共施設などの有効活用による活動拠点づくり
- ・ボランティアや各種団体どうしのネットワークづくり

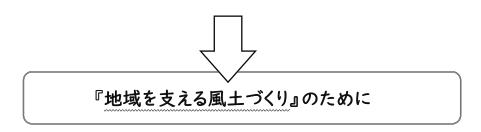
基本施策 2-3. 多様性を認め合う意識の向上

【現状と課題】

地域には、子どもから高齢者、認知症の人、障がいのある人、引きこもり状態にある 人、外国人など、さまざまな人が暮らしています。住み慣れた地域で、安心して、心豊か な暮らしを送るためには、さまざまな考え方や生き方を、お互いに認め合い、尊重し合 えることが前提となります。まずは、それぞれの違いや特性、変化に触れ、理解するため、 お互いを認め合うきっかけづくりを進めることが必要です。

【取組の方向性】

- ・人権や福祉に関する教育の推進
- ・さまざまな人とのふれあいや交流の場の促進
- ・地域に暮らす外国人に配慮した情報周知への取組推進



住民一人ひとりが取り組むこと

- ・身近な福祉の問題について関心を持ちます。
- ・地域の中で自分のできることを考えます。

地域が取り組むこと

- ・さまざまなボランティア活動を積極的に受け入れます。
- ・地域の課題について話し合う機会をもちます。

事業者や団体等(医療・福祉の専門職)が取り組むこと

・地域の居場所づくりや運営に積極的に関わります。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ・地域活動・ボランティアの担い手の育成に取り組みます。
- ・ボランティアセンター機能や連携強化に取り組みます。
- ・福祉に対する理解促進のため「さくら福祉まつり」などの事業を実施します。

行政が取り組むこと

- ・社会福祉協議会と連携し、ボランティアに関する情報を発信します。
- ・地域共生に向けた福祉意識の啓発・教育を進めます。
- ・地域を支える福祉団体への支援を行います。

基本目標 3 安心・安全に暮らせる福祉サービス・環境づくり

基本目標として掲げた『安心・安全に暮らせる福祉サービス・環境づくり』を推進するため、6つの施策に区分し、取組を進めます。

基本施策 3-1. 子どもを産み育てる環境づくり

【現状と課題】

宇治田原町では、子どものいる世帯の割合は高く、6歳未満の子どものいる世帯は、7割以上が核家族となっています。少子化に伴い、子育てに関して経験がない親が増えており、子ども(子育て)を通じた人間関係の広がりにも狭小さが見受けられるようになっています。

女性の就業率も全国・京都府と比べ概ね高い割合となっており、学童保育登録児 童数も増加傾向にあることから、子育て世代において時間的・精神的な課題が存在 すると推測できます。

全ての子どもの健やかな成長の実現に向けて、母子の健康保持・増進への取組 や、妊娠・出産から子育てへの途切れない支援など、これから子どもを持つ人も含め、 誰もが安心して子育てができる環境づくりを進めることが必要です。

【取組の方向性】

- ・全ての子どもの健やかな成長を支える取組の推進
- ・子育てに喜びを実感できる社会の実現
- ・町全体での子育て支援の推進

基本施策 3-2. 健やかに安心して暮らせる環境づくり

【現状と課題】

人口構造の変化やライフスタイルの多様化に伴い、住民の健康課題も変容しています。

人生 100 年時代を迎え、健やかで心豊かな生活を送るために「自助」から始まる疾病予防や介護予防に加え、日々の食事を始め、健康づくりに向けた正しい知識の取得と意識向上に努め、生涯を通じ健康づくりに取り組める環境づくりを行う必要があります。

また医療と介護など福祉制度の連携により、サービスを利用する住民視点に立ち、 切れ目ないニーズに見合ったサービスの提供を行っていく環境づくりも併せて必要と なります。

【取組の方向性】

- ・医療と介護の連携による切れ目ない取組の推進
- ・宇治田原らしさを取り入れた健康づくりへの取組
- ・住民の参加、協働による健康づくりの推進

基本施策 3―3. 障がい者が生き生きと暮らせる環境づくり

【現状と課題】

人口に占める障がい者手帳所持者の割合は増加傾向にあり、今後、障がいに対する正しい理解のもと、障がい児・者が地域で安心・安全に暮らしていけるよう、障がいの有無に関係なく、地域でともに生きる「共生」の理念の浸透を図り、障がいの状態・個々の事情などを考慮したサービスの提供や地域での支えあいにより自立した生活が送れる環境づくりを行っていく必要があります。

【取組の方向性】

- ・障がいのある人の自立生活と社会参加の促進
- ・障がいのある人の自己選択・自己決定への支援
- ・社会的障壁の除去の促進

基本施策 3-4. 高齢者が住み慣れた地域で暮らせる環境づくり

【現状と課題】

令和7年の人口は8,744人と推計され、住民の約36%が65歳以上の高齢者となると見込まれています。更に、団塊の世代が75歳を迎えるなど、福祉に関するニーズが高まると予想されています。

「地域における包括的な支援体制の推進」、「適切な介護サービスの提供と質の向上」に取り組み、介護や療養が必要となっても、住み慣れた地域で自分らしく尊厳をもって自立した生活が送れる環境づくりが必要です。

また近年、いつ起こるか分からないさまざまな自然災害により、防災への関心が高まっていますが、防災に特化した体制だけでなく、地域での居場所づくりや見守り活動などにより生まれる日頃の「顔の見える関係」も緊急時に機能する重要なセーフティネットとなります。

平常時から地域住民の関係性を高め、更に安心して暮らせる環境づくりを進めることが必要です。

【取組の方向性】

- ・適切な介護サービスの提供と質の向上
- ・生涯を通じた健康・生きがいづくりの推進
- ・地域における包括的な支援体制の推進

基本施策 3―5. 貧困を見逃さない環境づくり

【現状と課題】

社会経済の構造的な変化や就業形態の多様化、新型コロナウイルス感染症拡大によるコロナ禍を背景に、生活困窮者が増加しています。失業、引きこもりや多重債務などにより生活に困窮している人を発見し、関係機関・制度(生活困窮者自立支援制度、多重債務相談窓口、食のセーフティネット)へつなぐことが求められています。

地域関係の希薄化などが見られる状況のなか、生活困窮者を発見するネットワーク づくり、相談しやすい環境づくりが必要です。

【取組の方向性】

- ・地域や民生児童委員協議会など関係機関の連携による早期発見
- ・わかりやすい情報提供のしくみづくり
- ・継続的な情報把握の推進

基本施策 3-6. 総合相談支援体制の充実

【現状と課題】

住民が抱える生活課題や福祉課題は必ずしもひとつだけでなく、複数の課題が絡み合うケースも少なくありません。また福祉課題は、ちょっとした手助けで解決する困りごとから、専門的な関与が必要な困難事例まで多様です。

地域だけでは解決の糸口が見つけられない場合は、行政や複数の機関、各分野の 専門職が連携し、課題解決に向け、協働のもと支援にあたる必要があります。

生活していくうえで困りごとがあったときに、いつでもつながることができるよう相談の場や支援の充実を図る必要があります。また生活上の困りごとを抱えていても「相談したくない」、「相談しようと思わない」という理由や、そもそも困りごととして認識していないという理由で問題が表面化せず、支援が行き届かないケースもあります。

安心した日常を送ることができるよう従来の対面型支援を維持・充実しつつも、スマートフォンやタブレット端末を利用したSNSでの情報提供や相談の実施についての検討など、様々な方法による相談支援体制を充実させることが必要です。

また、今後とも対象者ごとに適切な情報提供に努めていくことが必要です。

【取組の方向性】

- ・わかりやすい情報提供の推進
- ・専門的な相談体制の充実
- ・関係機関との連携強化
- ・適切な機関へのつなぎ強化



『安心・安全に暮らせる福祉サービス・環境づくり』のために

住民一人ひとりが取り組むこと

- ・日頃から防災に関心を持ち、非常時に備えます。
- ・地域の防災活動や防犯活動に積極的に参加します。
- ・見守り等が必要な人を見つけたら、民生児童委員、役場や関係機関に知らせます。

地域が取り組むこと

- ・民生児童委員の活動に連携・協力する環境づくりに努めます。
- ・地域に目を向け、気になることがあれば、通報・相談します。

事業者や団体等(医療・福祉の専門職)が取り組むこと

- ・多職種の交流・連携により、福祉課題の情報の収集と共有に努めます。
- ・福祉課題解決を目的としたネットワークや会議等に積極的に参加します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ・福祉等に関する情報の提供体制の充実を行います。
- ・諸制度だけでは補えられない「すき間」のニーズを把握し、支援を行います。

行政が取り組むこと

- ・個別計画にもとづき、住民ニーズに応じたサービスの実施に努めます。
- ・地域での見守り・助けあい活動の推進のため、区・自治会や民生児童委員との連携 を深め、活動を支援します。
- ・道路や歩道の安全性の確保、交通機能の利便性向上に取り組みます。

基本目標 4 権利擁護に対する取組の推進 (成年後見制度利用促進基本計画)

基本目標として掲げた『権利擁護に対する取組の推進』を図るため、2つの施策に区分し、取組を進めるとともに「成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

基本施策 4―1. 高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待及び配偶者からの暴力防止

【現状と課題】

高齢者、障がいのある人及び児童への虐待や配偶者等からの暴力 (DV) が社会問題となっています。これらの虐待等を防止する取組が必要となっています。

虐待を行っている人は、みずからの行為が虐待であるとの自覚がないことも多くあります。

また虐待の種類には、暴力を加える「身体的虐待」や暴言や無視、いやがらせなど 精神的な苦痛を与える「心理的虐待」、幼児・児童・高齢者・障がい者などに対し、そ の保護、世話、養育、介護などを怠り、放任する行為である「ネグレクト」など様々なも のがあります。

虐待行為は、繰り返しあるいは習慣的に行われていることが多く、地域住民や関係機関・団体と連携し、虐待事例等について情報交換や啓発活動などに取り組み、予防と早期発見・早期対応が図れる体制を充実させることが必要です。

【取組の方向性】

- ・虐待防止に向けた意識啓発などの取組
- ・早期発見・早期対応ができる体制の強化

基本施策 4-2. 成年後見制度の利用促進

【宇治田原町成年後見制度利用促進基本計画】

Ⅰ 基本計画の目的

認知症や知的障がい、精神障がいがあることにより財産の管理や日常生活に支障がある人たちを社会全体で支えあうことが課題となっています。

成年後見制度は、自分らしい生活を送るうえで、大切なことを決め、自己を主張し、実現することができない人の権利擁護や意思決定を支援する重要な手段であることから、「宇治田原町成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見の利用を促進し共生社会の推進をめざします。

2 基本計画の位置づけ

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づき策定するものであり、 成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国の 基本計画を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画 を定めるよう努めるものとされています。

3 現状と課題

高齢化の進展により、要介護状態になる高齢者が増加傾向にあるとともに、要介護認定を受けた人の半数以上は、認知症自立度が II a 以上となっています。

療育手帳所持者は増加傾向にあり、重度の人についても、増加傾向にあります。

精神保健福祉手帳所持者は、重度の人は横ばいであるものの、所持者数としては、毎年増加しています。

また、高齢者のみ世帯や独居高齢者が増加しており、詐欺被害に巻き込まれる事案も発生しています。

療育手帳や精神保健福祉手帳所持者自身及び保護者の高齢化が進み、契約行為や 意思決定、金銭管理に支援を必要とする人たちが増加傾向にあります。

本町において、成年後見制度利用者はいるものの認知症高齢者や重度知的障がい者、 精神障がい者の人数と比較すると著しく少なくなっており、制度利用が必要な人を発見し、 利用促進と支援体制の整備が急務となっています。

要介護度ごとの認知症自立度(令和2年10月~令和3年9月認定)

(人)

認知症 自立度	要支援丨	要支援2	要介護I	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
自立	7	24	5	14	7	8	2	67
I	8	18	15	20	9	4		75
Пα	2	3	18	11	3	4	0	41
Пb	I	I	10	19	10	6	2	49
Ша	0	0	3	8	19	11	2	43
Шb	0	0	0	2	6	4	3	15
IV	0	0	0	2	3	5	6	16
М	0	0	0	I	0	0	2	3
計	17	46	51	77	57	42	18	309

出典:介護保険主治医意見書

療育手帳所持者の状況

(人

	H28	H29	H30	RI	R2
A(重度)	42	44	44	47	50
BI(中度)	19	20	20	21	21
B2(軽度)	17	18	22	26	26
計	78	82	86	94	97

(各年度末)

精神保健福祉手帳所持者の状況

(人)

	H28	H29	H30	RI	R2
Ⅰ級(重度)	6	8	6	5	5
2級(中度)	14	14	19	21	26
3級(軽度)	31	40	45	49	54
計	51	62	70	75	85

(各年度末)

京都家庭裁判所における成年後見制度利用者の状況

(人)

(1)							
	H29	H30	RI	R2			
後見	5	6	4	5			
保佐	0	1	2	2			
補助	2	I	0	0			
任意後見	0	0	0	0			
計	7	8	6	7			

(各年12月末)

4 施策の目標

成年後見制度の利用が必要な人を発見し、必要な支援につなげる地域連携のしくみとなる権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進めます。

(1) 支え合う地域づくりのための体制整備

支援を必要とする人が、成年後見制度を利用して自分らしい生活を送るため、お互い を認め、支えあうことができる地域づくりが求められます。

そのため、本人を第一に支援関係者や地域住民等が成年後見制度を正しく理解し、連携する体制整備を進めます。

(2)成年後見制度を必要とする人の支援

成年後見制度は、権利擁護における重要な手段の一つであり、住み慣れた地域で生活を送ることができるよう支援するものです。

そのため、本人の意思を丁寧にくみ取り、権利を擁護していく意思決定支援と身上保護を重視した運用をめざします。

(3) 成年後見制度のメリットを実感できる制度運用

制度利用者がメリットを実感できる制度運用が必要です。

そのため、本人の身近な親族や福祉・医療・地域等の支援関係者、後見人が連携して 支援を行うしくみづくりや経済的な理由で制度を利用できないということを生じさせない 助成制度の整備を進めます。

5 施策の方針

必要な人が、自分らしく生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、 相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援に つなげる地域連携のしくみとして、権利擁護支援の地域連携ネットワークおよび中核機関 の整備を進めます。

- (1) 支え合う地域づくりのための体制整備
- ① 広報・啓発活動の推進
 - ・町広報紙、ホームページなどを通じて広報・啓発活動を展開します。
 - ・支援を必要とする人に情報が届くよう、チラシ・パンフレット等を活用した啓発活動を 行います。
 - ・家族や支援者等の関係者への情報提供を行います。

② 相談機能

- ・社会福祉協議会による権利擁護支援センターの設置に向け検討を行います。
- ・各団体・機関等の関係者からの相談対応、後見等ニーズの精査、見守り体制の調整
- (2) 成年後見制度を必要とする人の支援
- ① 成年後見ニーズの把握
 - ・権利擁護支援が必要な人の発見支援を行います。
 - ・親族、福祉、医療、法律、地域の関係者等からなる「チーム」による対応を行い、早期 段階における相談・対応体制を整備します。
 - ・成年後見開始後において「チーム」を活用した見守り体制を整備します。

②受任者調整の支援

- ・親族後見人候補者の支援や受任者調整等に取り組みます。
- ・家庭裁判所との連携を図ります。
- (3) 成年後見制度の利用に関する助成制度の実施
 - ・成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立 てる親族がいなかったり、申立の経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理 由により制度を利用できない人に対し、申立の支援と助成を行います。

基本目標 5 社会福祉協議会地域福祉活動の推進 (第4次宇治田原町社会福祉協議会地域福祉活動計画)

地域福祉の推進のため、地域福祉推進の中心的な担い手である宇治田原町社会福祉協議会(以下「社協」という。)は、宇治田原町が作成している宇治田原町地域福祉計画と連携・協力しながら取り組んでいくため、「第4次宇治田原町社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定します。

第 4 次宇治田原町社会福祉協議会地域福祉活動計画 ~みんなのチカラで~ 地域がもっと元気!プラン IV

第 | 章 宇治田原町社会福祉協議会地域福祉活動計画とその推進

第 | 節 基本理念と基本方針

| 基本理念

計画の基本理念を以下のように設定します。

~ みんなのチカラで~ 地域がもっと元気!プランIV

住み慣れた地域で、人としての尊厳を保ちながら、安心して、いきいきとした生活を存続するためには、地域住民みんなが協力し合い、助け合い、支えあうことで「地域を元気に」していくことが大切です。このような状況の中で、社協の役割は地域住民とともに、住民の主体的な活動を創造していくことであると考えます。

2 基本方針

基本方針 |

住民が主体的に参画する地域福祉活動を支えていきます!

社協では、これまで小地域福祉活動や事業を経て、地域の福祉ニーズの収集に努めてきました。今後も様々な活動を踏まえて、より積極的に地域福祉を推進していきたいと考えます。 その際には、地域福祉を推進する基盤として住民の福祉意識の向上を目指した活

動を行っていきます。個人情報の保護に配慮しつつ、情報の提供と共有化を図るとともに、 ボランティアやふれあいサロン、関係機関との連携を深めながら、地域福祉のネットワーク 化をさらに進めることで、地域に根ざした福祉活動の活性化を図っていきます。

基本方針 2

新しい生活様式での小地域福祉活動を展開します!

社協は、住民によって組織された団体であり、中立的な立場から、保健・医療・福祉の連携を深め、介護予防や生活支援を中心とした事業を推進します。利用者や住民のニーズを収集し事業展開や要望活動等を行います。特にコロナ禍で浮き彫りになった低所得者世帯や生活困窮者世帯については関係機関とともに協働し、新しい地域福祉活動を幅広く展開していきます。

基本方針 3

これからを見据えた組織づくりをします!

地域共生社会実現のため、社会福祉法等の一部改正では地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制づくりが求められています。またこれまでからのガバナンスの強化、自立的で安定的な財源確保のあり方についても検討していく必要があります。その中でも、社協組織の根幹とも言える会員制度については、一人でも多くの人が入会し、活動できる体制をつくる必要があります。

第2節 地域福祉の推進

◇基本方針

住民が主体的に参画する地域福祉活動を支えていきます!

Ⅰ 地域福祉の推進にあたっての基礎作りのために

まず重要なのは、住民の福祉意識を高めることです。アンケート調査結果からは地域を 活発にしていくためには「活動に関する情報提供」が必要と 55%の方の回答を頂いてい ます。そのため社協では、以下のような事業を進めることにより、住民への啓発と福祉意識 向上にむけて事業を展開していきます。

□広報活動·情報提供活動

現在の事業・活動	概要
社協だより(冊子版)	年1回発行(各区による配布)
ボランティアセンター・社協だより	隔月1回発行(新聞折込、官公庁等配架)
ころ柿カフェだより	毎月 回発行(官公庁配架)
ホームページの更新	随時更新 QRコードの活用
社協通信	毎月 回 町民の窓に掲載
Facebook の更新	随時記事を更新
地域が元気!さくら福祉まつり	福祉関係者一堂に会してのお祭り
福祉バザー	全戸提供バザー物品の販売(町商工祭会場)

2 住民の福祉活動活性化のために

地域福祉活動の中で、自分の特技や長所を活かしながら活躍できる自己実現の場としてボランティア活動があります。活動を通じた人との出会い、つながり、楽しさを伝えていくことでボランティア活動の裾野を広げていくことも重要課題と言えます。

□ボランティア、ふれあいサロン活動

現在の事業・活動	概要
ボランティア登録加入促進	ボランティアセンターの運営
	広報紙等による情報提供や相談活動
ボランティアの安全確保	ボランティア保険加入促進、手続き、助成
需給、斡旋活動の場の提供	相談活動、記録シートの活用
学童生徒のボランティア活動普及事業	町内小・中学校を福祉協力校として指定
	及び協力
社会福祉体験学習	中学高校生の施設・地域活動プログラム
ボランティアグループ、ふれあいサロン	相談、情報提供、連絡調整、助成、備品貸出
への活動支援	
講座、研修会の実施	入門、養成、連絡会、交流会、つどい
災害ボランティアセンター	平常時からの訓練や啓発啓蒙活動

第3節 小地域福祉活動の充実

◇基本方針

新しい生活様式での小地域活動を展開します!

I 住民の日常生活を支援するために

諸制度だけでは補えられない「すき間」の部分のニーズを把握し、小地域活動を通じて、 すべての住民がその人らしい生活を送ることができるよう、精神的、身体的に支援できる 体制を整える必要があります。新しい生活様式 (アフターコロナ) を用いながら、これまで の事業を見直しつつ新しい事業にも取り組んでいきます。

特に令和2年度からのコロナ禍で浮き彫りになった生活困窮者等、何らかの生きづらさを持った人に対しての事業を構築し、「フードバンク事業」を創設するなど積極的に取り組んでいきます。

また、町委託事業である「配食サービス」については事業見直しを行い、現在の社会情勢のニーズを捉えた「子ども食堂(本会における名称は未定)」を本会事業として実施していきます。

(現在の主な事業)

現在の事業・活動	概要	対象	主体・協力
わかば会(一人暮らし高齢者の会)の支援	一人暮らし高齢者の会事務局(総会、社会見学、つどい)	一人暮らし 高齢者	部会
ひとこえ運動	手作り年賀状の作成、送付	一人暮らし 高齢者	部会
地域が元気! くらしのサポート事業	会員による家事援助、簡単 な介助	障がい者 高齢者	サポート会員
町内安全パトロール	夜間パトロール (コンビニ エンスストアなど) 年間6回	児童·青少年	部会 青少年対策協議会

ひとり親家庭への	・つどい 年間2回	ひとり親世帯	部会
支援	・新入学児童のお祝い	0 C 7 7/2 E 17	ボランティア
チャイルドシート	不要になったチャイルドシ	子育て世帯	
リサイクル事業	ートの仲介	丁月(巴帝	
	・町広報とボランティアオリ		リーディングボランティ
リーディングサービス	ジナル文などの情報 CD を	視覚障がい者	ア「やまびこ会」
(声の訪問)	配布	祝見悼がい名	民生児童委員協議会
	・不定期でつどいの実施		町総務課
(啓発と記念式典講演会		如人
障がい者週間	(綴喜二市二町啓発事業	障がい者	部会
啓発事業 	実行委員会)		身体障害者協会
			要約筆記サークル
明っきのはつい	聴力測定、補聴器相談	吐沙吃 (3)、龙	「グリーンティ」
聞こえのサロン	レクリエーション	聴覚障がい者	宇治市障害者
			支援センターそら
時もい用のついい	戸外レクリエーション(城陽		₩ △
障がい児のつどい	ひまわり号等に参加)	障がい児	部会
运过 四 供 D 代 L 吉 坐	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	障がい者	
福祉用備品貸与事業	車いす、介護用ベッド	高齢者	

町委託事業

宇治田原町から高齢者福祉業務として「移送サービス」「心配ごと相談」「認知症カフェ」の委託を受けています。利用者のさらなるニーズを集約し、町行政と協力しながら事業を継続実施していきます。

府社協委託事業

福祉サービス利用援助事業

府社協からの委託事業として、認知症高齢者、知的障がいや精神障がいのある方々が、 地域で生活する上で必要な①情報の提供・助言、②福祉サービスの手続き援助、③福祉 サービス利用料の支払い等、④苦情解決制度の利用援助、の四つの項目で支援を行うこととしています。全国的な傾向として家庭裁判所が実施している「成年後見制度」への移行事例が多いことから、特に困難事例には関係機関と連携を図り支援活動を行っていきます。

生活福祉資金貸付事業

生活福祉資金の貸付を行い、低所得者への支援を行っています。令和 2 年のコロナ特例貸付制度以降、生活困窮の相談が増えています。自立支援機関や行政と連携し、支援機能の充実を図るとともに、適正な貸付償還を実施して行くため、府社協、担当民生委員とのさらなる連携強化、償還指導に努めます。

第4節 組織づくり

◇基本方針

これからを見据えた組織づくりをします!

社会福祉法において社会福祉協議会は地域福祉の推進をする団体と位置づけされています。社協への住民の関心や期待が高まっており、ガバナンス強化等社会的責任は大きいものがあります。こうした視点を踏まえた組織づくりや事業経営体制の確立が必要となっています。

1 経営体制

(現状と課題、今後の方針)

(1)役員体制

平成 28 年の改正社会福祉法により理事の定数を 16 名、評議員を 20 名以上 22 名以下と規定しました。また部会委員会組織として、総務部会、老人福祉部会、障害児者福祉部会、児童青少年福祉部会、ボランティアバンク運営委員会、生活福祉資金調査委員会、苦情解決第三者委員会があり運営をしています。今後も法改正や所轄である京都府の指導の下、円滑な役員体制の整備を図ります。

(2)事務局

宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘内に事務局を設置し、同センター管理委託業務をしています。専門的な資格を持った職員の採用や職員の資格取得(社会福祉主事や社会福祉士等)などの支援や研修について配慮し、より充実した事務局体制を整えます。

2 会員制度

(現状と課題、今後の方針)

本町に限らず全国的に加入率は下がる傾向にあります。背景には経済的な問題もありますが、まず社協の活動を知っていただくこと、周知啓発が課題となっています。特に若い世代には、広報紙の発行をはじめホームページや Facebook、地方新聞等を活用し本会の活動の内容や意義を周知し会員会費の充実を図ります。

第5節 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、宇治田原町が作成している宇治田原町地域福祉計画と連携・協力しながら進めていきます。計画内容には社会福祉協議会だけでは推進が難しい部分もあるため、各種行政機関とのパートナーシップを強化することによって、効果的な推進を図ります。

基本目標 6 命を守り、見守る地域づくりの推進 (第2期宇治田原町自殺対策計画)

基本目標として掲げた『命を守り、見守る地域づくりの推進』を図り、取組を進めるため「第2期宇治田原町自殺対策計画」を策定します。

【第2期宇治田原町自殺対策計画】

※「自殺」という言葉の使用について

本計画では、「自殺」「自死」という言葉に様々な意見があることを踏まえたうえで、 国や京都府の対策とも足並みをそろえて、総合的に対策を推進する意味を含め、 「自殺」という言葉を使用します。

I 計画の背景及び趣旨

平成18年(2006年)に自殺対策基本法(以下「基本法」という。)が制定され、それまで個人の問題とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるとともに、自殺対策を総合的に推進し、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図ることとされました。その結果、平成22年(2010年)から自殺者数は減少傾向にありましたが、日本の自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)は未だに主要先進7か国の中で最も高い状況にあります。

そのような状況の中、平成28年(2016年)に改正された基本法においては、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記され、自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、すべての都道府県及び市町村が自殺対策計画を策定し、地域ごとに自殺対策を推進することとされました。また平成29年(2017年)には、基本法に基づき「自殺総合対策大綱〜誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して〜」(以下「大綱」という。)が閣議決定されています。

本町においても、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」のしくみを地域住民の 皆さんと共に考え作るとともに、一人も置き去りにすることのないよう、生きることの包括 的支援としての自殺対策を推進していきます。

2 位置づけ

本項目は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づき策定する「市町村自殺対策計画」として定め、国の「自殺総合対策大綱」や京都府の「京都府自殺対策推進計画」との整合性を図ります。また、「宇治田原町地域福祉計画」と一体的に策定することで、さまざまな福祉の視点からの包括的な支援を目指します。

3 宇治田原町における自殺の現状

(1)統計からみえる動向

※本項掲載のデータは、特に注釈が無い限り、内閣府・厚生労働省が公表している「地域における自殺の基礎資料」A5·A7表 (自殺日・住居地ベース)に基づきます。また、年の記載がない合計数については、平成23年(2011年)から令和2年(2020年)までの10年間の合計とします。

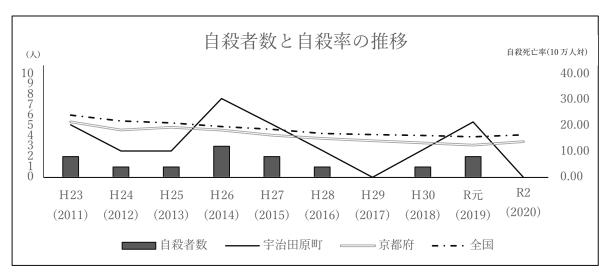
①自殺者数と自殺死亡率の推移

宇治田原町における平成23年(2011年)から令和2年(2020年)の10年間の自殺者数は、毎年0~3人となっており、平均としては1.3人となっています。

また、自殺死亡率については、人口が少ないため増減が大きい結果となっていますが、 10年間平均では 13.41となっており、同期間の全国の自殺死亡率 18.69、京都府の 自殺死亡率 16.23より低くなっています。

【自殺者数と自殺死亡率の推移】

	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	合計	平均
自殺者数 (宇治田原町)	2	I	ı	3	2	I	0	ı	2	0	13	1.3
自殺死亡率 (宇治田原町)	20.29	10.19	10.19	30.47	20.54	10.40	0.00	10.63	21.41	0.00	_	13.41
自殺死亡率 (京都府)	21.44	18.29	19.33	18.25	16.28	15.03	14.13	13.30	12.45	13.79	_	16.23
自殺死亡率 (全国)	24.06	21.78	21.06	19.63	18.57	16.95	16.52	16.18	15.67	16.44	_	18.69

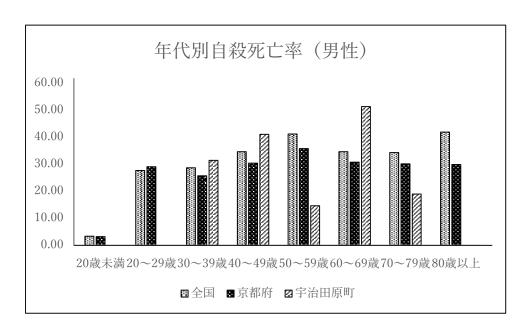


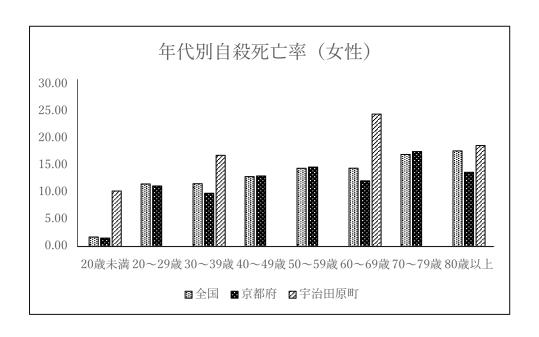
※自殺死亡率

自殺者数を当該地方公共団体の人口で除し、これを IO 万人当たりの数値に換算したもの(計算式:自殺者数÷人口× IOO,000)。各地方公共団体の人口は、「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」(各年1月1日)に基づく。

②性・年代別の自殺死亡率

平成21年(200年)から令和元年(2019年)の性・年代別の平均自殺死亡率をみると、男性では全国に比べて30歳代、40歳代、60歳代の自殺死亡率が高くなっています。女性では、20歳未満、30歳代、60歳代、80歳以上が高くなっています。

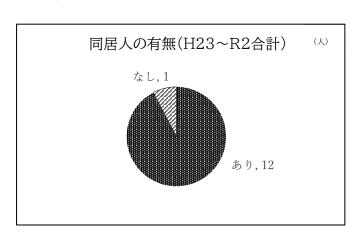




③自殺者の同居状況

平成 23 年から令和 2 年の本町の自殺者 13 人のうち、12 人 (92.3%) が同居人のいる世帯となっています。令和 3 年 7 月現在の実質単独世帯 (同一住所の人がいない世帯) の割合は 9.6%となり、同居人の有無による大きな差はみられませんが、同居者にも自殺の兆候が気づかれにくい様子がうかがえます。

同居人あり	12
同居人なし	-



(2) 地域自殺実態プロファイルにおける宇治田原町の自殺の状況

自殺実態プロファイルにおいて、推奨される重点パッケージ(地域における自殺の特徴)は以下の通りとなっています。

高齢者 重点パッケージ 生活困窮者 勤務・経営

地域の主な自殺者の特徴(2016~2020年合計)

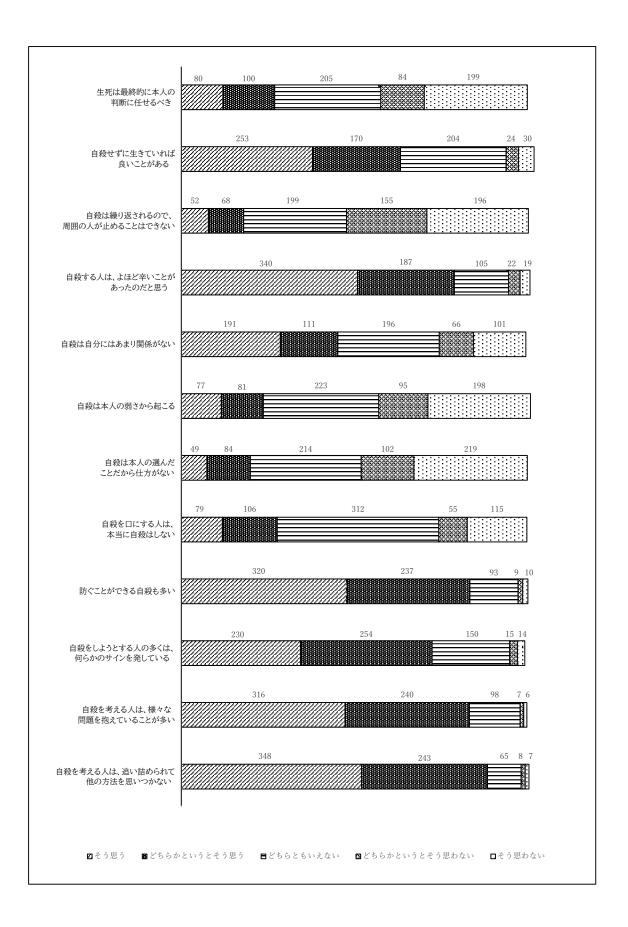
自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5 年計)	割合	自殺死亡率* (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路
I 位:男性 60 歳以上無職同居	2	50.0%	56.4	失業(退職)→生活苦+介護の悩み (疲れ)+身体疾患→自殺
2 位:男性 40~59 歳有職同居	I	25.0%	36.0	配置転換→過労→職場の人間関係の 悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位:女性 60 歳以上無職同居	I	25.0%	16.0	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

(3) 住民アンケートの結果から

①自殺に対するとらえ方

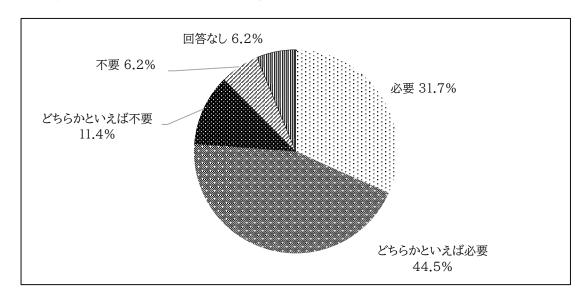
「防ぐことができる自殺も多い」「自殺を考える人は様々な問題を抱えている」などについては、「そう思う」「どちらかというとそう思う」が7割以上を占めており、反対に「生死は最終的に本人の判断」「自殺は本人の選択で仕方がない」などについては「そう思わない」「どちらかというとそう思わない」を選んだ方が「そう思う」「どちらかというとそう思う」を選んだ方のおよそ倍となっていることから、自殺は周囲の働きかけによって止められるとする考えが多数であると考えられます。

しかし、「自殺は自分には関係ない」について「そう思う」「どちらかというとそう思う」 を選んだ方は 41.9%、「そう思わない」「どちらかというとそう思わない」を選んだ方は 23.1%となっており、自殺を身近な問題としてとらえていない方が多いことがうかがえ ます。



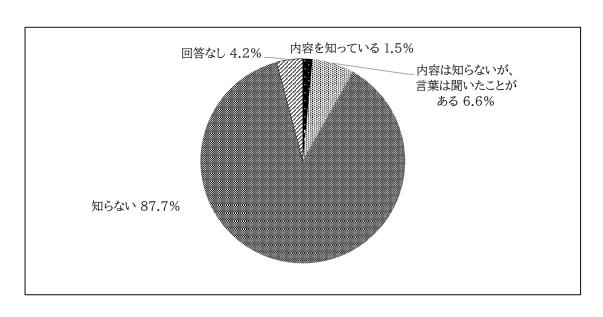
②自殺対策に関するPR活動の必要性

「必要」「どちらかといえば必要」が合わせて 76.2%となっており、多くの人が自殺対策に関するPR活動が必要と回答しています。



③自殺対策計画の認知度

「内容を知っている」「内容は知らないが言葉は聞いたことがある」と合わせて 8.1%が何らかの形で知っているにとどまっています。



4 計画の基本的な考え方

(1) 自殺対策の推進にあたっての取組方針

①「生きることの包括的な支援」としての対策の推進

自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題です。自殺の背景や原因となる様々な要因のうち、失業・倒産・多重債務・長時間労働等の様々な社会的要因については、制度・慣行の見直しや相談・支援体制の整備という社会的な取組により解決が可能です。また、健康問題や精神疾患においても、専門家への相談やうつ病等の治療について社会的な支援の手を差し伸べることにより解決できる場合もあります。

自殺はその多くが様々な要因により追い込まれた末の死であり、また防ぐことができる社会的な問題であることを認識し、生きることの包括的な支援として、自殺対策に取り組んでいきます。

②関連施策との連携を強化した総合的な対策の推進

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しています。したがって、自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な視点が必要であり、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連分野の施策と密接な連携のもと総合的な対策に取り組んでいきます。

また、自殺を考える人は、何らかのサインを発していることが多いとされているため、そのサインに気づき専門家につなぐことのできる人材育成や地域の繋がりの強化にも積極的に取り組みます。

③実践と啓発を両輪とする対策の推進

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った 人の心情や背景は十分に理解されていないのが実情です。

そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発に取り組みます。

④対応の段階に応じた効果的な対策の推進

自殺対策は、その対応の内容、対象に応じて3段階に区分されます。

Ⅰ段階目は、自殺の危険性が低い段階における啓発等による「事前対応」、2段階目は、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、そして3段階目は、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」であり、それぞれの段階において効果的な施策を講じる必要があります。

自殺を、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉え、時系列的な各段階に応じて、効果的な対策に取り組んでいきます。

■対応の段階に応じた自殺対策

対立の印献	第1段階	第2段階	第3段階
対応の段階事前対応		危機対応	事後対応
対応内容	心身の健康の保持・増進に関する取組、自殺や精神疾患等に関する正しい知識の普及啓発など、自殺の危険性が低い段階で対応を行う。 ・生きる支援全般・普及啓発・人材育成	現に起こりつつある自殺発生 の危機に介入し、自殺を発生させないよう対応を行う。 ・早期発見 ・早期対応	自殺や自殺未遂が生じてしまった場合に、家族や職場等に与える影響を最小限にし、新たな自殺を発生させないよう対応を行う。 ・遺族に対する支援・再発防止
	住民全般	自殺リスクの高い人	遺された人
	・子ども・若者	・自殺を企図している人	・自死遺族
対 象	·生活困窮者	・深刻な悩みを抱えている人	・友人・職場の同僚等
	·勤務·経営者	・精神疾患の既往のある人	
	・高齢者	・自殺未遂歴のある人	

(2) 計画の目標

わが国の自殺対策が最終的に目指すのは「自殺に追い込まれることのない社会」の実現であり、大綱では「令和8年(2026年)までに、自殺死亡率を平成 27 年(2015年)と比べて 30%以上減少」という目標を掲げ、令和8年(2026年)年までに自殺死亡率を 13.0 以下まで減少させることを目指して対策を推進することとしています。京都府では、同様の考え方に基づき令和7年(2025年)までに自殺死亡率を 10.2 以下とすることを目標としています。

宇治田原町では、「自殺に追い込まれる住民がいないまちの実現」のため、生きることを促進するための対策を町全体でさらに推進することにより、令和8年(2026年)までに自殺者ゼロを目指します。

5 重点施策と具体的な取組

(1)住民への啓発と周知

自殺に追い込まれる危機は「誰にでも起こり得る」ことですが、危機に陥った人の 心情や背景は、様々な要因が複雑に絡み合っていることもあり理解されにくいという現 実があります。

また、社会における生きづらさは様々であることから、住民自らが、周囲の人間関係の中で、不調に気づき、助けを求めることの大切さを理解することが重要です。

自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、自殺の危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるよう、住民一人ひとりが「受援力」を身につけることの重要性について普及啓発を推進します。

【具体的な取組】

- ◇様々な機会を通じ、こころの健康や自殺に関する正しい知識の普及に努めるとともに、 生きる支援に関する施策や相談窓口等の情報提供、周知を推進します。また、自殺や 精神疾患に対する偏見を払拭するとともに、自殺の危険を示すサインへの気づき方 や対応方法等について住民の理解を促進します。
- ◇町広報紙等を活用し、生きる支援に関する各種事業等に関する情報を住民に提供します。特に「自殺対策強化月間(3月)」や「自殺予防週間(9月)」には特集を組むなど、効果的な啓発を実施します。
- ◇町内の各種相談機関をはじめ、京都府自殺ストップセンターなど京都府の相談窓口についても、ウェブサイトやその他情報媒体により情報発信します。また国の取組と連携し、自殺対策強化月間・自殺予防週間の取組により、自殺予防に関する啓発活動を実施します。
- ◇人権尊重思想の普及・啓発活動、学校等での人権教室の実施など生きることに繋がる人権思想の普及・啓発活動を実施します。

(2) 生きる支援のための取組を支える人材の育成

自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺に関する正しい知識を身につけ、自殺のリスクを示すサインに気づいて、適切な対応・連携を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材の確保・養成を図ります。

また、自殺の要因は多肢にわたることから、行政と関係機関、民間団体が協働し、地域や学校、職場等、様々な場面で自殺を予防するために活動する人材の確保と養成を図ります。

【具体的な取組】

- ◇保健・福祉業務等住民に接する機会が多い職員を中心に、ゲートキーパー講習を実施するとともに、傾聴や相談窓口のつなぎ方など、実践的な対応に向けて段階的に専門研修を実施することでスキルアップを図ります。また、教育委員会と連携し、教職員等に対して、児童生徒に対する生きる支援への理解を促進する研修の実施や情報提供を行います。
- ◇地域で活動する団体や住民等を対象に、ゲートキーパー講習を行い、地域において 生きる支援に関わる人材の確保と養成を図ります。
- ◇悩みを抱えている人だけではなく、悩みを抱える人を支える地域の関係者が精神的な負担を抱えたり孤立したりしないよう適切な支援を推進します。

(3) 生きる事の促進につながる取組の推進

自殺対策は「生きることの阻害要因(過労・生活困窮・介護疲れ・いじめ等)」を減らし、「生きることの促進要因(自己肯定感・信頼できる人間関係等)」を増やすことで、地域全体の自殺リスクを低下させることが重要です。生きる支援と関連の深い様々な分野における取組を幅広く推進し、自殺を企図しにくい環境づくりを推進します。また、生きづらさや孤立リスクを抱えた人の、地域での居場所づくりへの支援を図ります。

【具体的な取組】

- ◇職場等における定期健康診断の受診促進や健康づくり・介護予防等の講座の開催により、住民一人ひとりの心身の健康の保持を支援します。また、精神疾患、心の健康では関する知識の普及、情報提供に努めます。
- ◇子育てにおいて早期の段階から保健師等が関わり必要な助言・指導を行うとともに、 必要時には他の専門機関へつなぐ等、保護者の孤立を防ぎます。また発達に課題の ある子どもの育児について、親が学ぶ機会を提供することで、親の負担や不安感の 軽減を図るとともに、同じ悩みを持つ親どうしの交流の場とします。
- ◇高齢者の見守りや日常生活への支援、雇用機会の提供等を通して、高齢者の孤立 防止や居場所づくりにつなげます。
- ◇障がい福祉サービスや介護サービスにより、介護者の負担軽減を図ります。
- ◇学校関係者がいじめ等の問題に早期に気づき、保護者等とも連携をしながら適切な 対応を図るとともに、いじめなど困難やストレスに直面した児童・生徒が助けを求めら れるよう、SOSの出し方に関する教育・啓発を推進します。
- ◇こころの問題を抱えている人たちに対して、適切なケアを施せるよう、相談体制の整備に努めます。また、京都府や国の相談機関の周知し、悩みをかかえる人が相談しやすい環境づくりを図ります
- ◇弁護士による法律相談、臨床心理士による発達相談など専門家の支援を受けられる場を確保し、家庭内で問題を抱え込むことのないよう支援します。
- ◇経済的困窮により自殺リスクが高まることがないよう、雇用機会の増加に向けた支援や、生活困窮者や就学に関する経済的支援を実施します。

(4)地域における連携とネットワークの構築

自殺の多くは、経済・生活問題、健康問題、家庭問題等の様々な要因が複雑に関係して心理的に追い込まれた末の死です。それらの要因に働きかけ、社会の意識と行動を変えていくため、行政はもちろん、地域で活動する関係機関、民間団体、学校、企業、地域住民等のそれぞれが果たすべき役割を明確化し、共有化した上で、相互の連携と協働のしくみの構築を図ります。

また、多世代にまたがり、複雑かつ多様な課題や自殺の危機に対して支援を充実するため、各種相談窓口の一層の連携を図ります。

【具体的な取組】

- ◇「生きることの包括的な支援」は、自殺以外の問題解決にも有効に機能するセーフティネットの構築につながります。関係機関の連携を深め、自殺リスクが低い人の早期 支援からリスクが高い人への専門的支援まで、多方面からの幅広い日常支援を推進します。
- ◇相談窓口の周知を一層推進し、多様な手段・方法による相談窓口の展開を図ります。 さらに相談内容に応じて国や京都府の適切な専門機関につなげられるよう、関係する相談窓口間の連携を推進します。
- ◇計画の進捗状況の確認及び見直しのために関係機関と連携し、福祉課等において 関連する事例の把握を行います。
- ◇自死遺族の対応についても、町外のピアグループへの参加を呼び掛けるなど、各種団体との連携を強化し、抱え込まないしくみづくりに取り組みます。

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

1. 協働による計画の推進

宇治田原町地域福祉計画の基本理念である「みんなの絆を育み、次代に伝える『福祉のまち』宇治田原」を実現するためには、住民、地域、事業者、社会福祉協議会、行政が、それぞれ役割を分担して福祉のまちづくりを進めていくことが必要です。

すべての住民が地域福祉を推進するための重要な資源であり、公的機関の役割(公助)、隣近所、関係機関・団体などができること(共助)、一人ひとりができること(自助)まで、地域にはどんな資源があるか知ることが大切です。

それぞれがその特徴や能力を活かし、自らの役割を認識して行動する協働による計画 の推進を目指します。

2. 庁内関係課の施策と連動した計画の推進

本計画は、宇治田原町第5次まちづくり総合計画を上位計画とし、福祉に関する個別計画と整合を図っている計画です。福祉分野の個別計画で網羅しきれない部分を補完し、分野間で連動して取り組むための計画でもあります。

保健、福祉など福祉分野や人権、まちづくり、教育など幅広い領域を含んだ計画であり、各分野に関わる施策の具体的な実施については、各分野別計画に委ね、各計画において進行管理を行うものとしますが、必要に応じて外部からの意見を取り入れるなどし、たとえ計画期間内であっても、改定の必要性が生じた場合は、計画の見直しを行います。

本計画に基本目標として掲げた6つの取組をとおして、公助を基本としつつ、共助・自助を組み合わせ、関係する人どうしの情報共有・連携のもと、福祉のまちづくりが向上することを目指します。

人と人との連携やコミュニケーションにおいて聞き取れる「生の声」を大事に、住民、行政、福祉専門職、地域、社会福祉協議会などが同じ方向・目標に向かって福祉のまちづくりを推進していきます。

3. 計画の普及・啓発

宇治田原町地域福祉計画については、住民や関係団体・機関などの幅広い主体の参画が得られるよう、町広報紙「町民の窓」や社協だより、ウェブサイトにより広報を行い、住民への分かりやすい広報・周知を継続して行っていきます。

また、計画の策定にご協力をいただいた関係機関・団体などが活動している場を通じた普及・啓発をはじめ、民生児童委員の集まりなど、様々な機会を活用してこの計画を説明し、理解と協力を求めていきます。

資料編

1. 宇治田原町地域福祉計画策定委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	備考
◎ 朝 田 佳 尚	京都府立大学公共政策学部福祉社会学科准教授
井上 初子	宇治田原町身体障害者協会
上野睦美	要約筆記ボランティアサークル「グリーンティ」
大原ゆい	大谷大学社会学部コミュニティデザイン学科講師
小原裕典	宇治田原町地域自立支援協議会
田中明代	公募委員
谷村 富啓	特別養護老人ホームサンビレッジ宇治田原施設長
〇中嶋 麻美	宇治田原町民生児童委員協議会
中村祐子	社会福祉法人宇治田原むく福祉会理事長
平木康博	宇治田原町老人クラブ連合会
馬場先 淳 子	わらべうたボランティアサークル「このゆびと~まれ!」
矢 野 幸 次	宇治田原町社会福祉協議会事務局長事務代理

◎:会長 ○:副会長

2. 宇治田原町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 23 年 7 月 1 日 要綱第 1 9 号

(目的及び設置)

第 | 条 本町における地域福祉の推進に係る社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 | 107 条 に規定する地域福祉の推進に関する計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定について、関係機関等との調整を図るとともに、広く住民の意見を反映させるため、宇治田原町地域福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、地域福祉計画の策定及び見直しについて必要な事項を調査及び協議し、 町長に意見を具申する。

(組織)

- 第 3 条 策定委員会は、委員 15 名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 町内で地域福祉活動を実践している者
 - (3) 関係団体の代表者
 - (4) 住民公募その他町長が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (役員)
- 第5条 委員会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 策定委員会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 策定委員会は、審議のため必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

3. 宇治田原町地域福祉計画策定委員会からの提言書

令和4年2月21日

宇治田原町

町長 西谷信夫様

宇治田原町社会福祉協議会

会長 棋木健二様

宇治田原町地域福祉計画策定委員会 会長 朝田佳尚

「第3期 宇治田原町地域福祉計画」(案) について(提言)

当委員会は、「第2期 字治田原町地域福祉計画」を改定し、「第3期 字治田原町 地域福祉計画」の策定に向けて、各策定委員へのアンケート等をはじめ、計2回の 会議を開催し、協議を進めてまいりました。

この間、計画策定にあたっての基礎調査として「住民意識調査」や福祉に関する 現状とニーズを把握するため「子育て・障がい・高齢・自殺自死」等の関係者に対 するオンライン通信システムも利用したヒアリング、地域福祉に関係する各種団体 へのアンケートと「住民意識調査」における自由回答の分析、計画素案に対する住 民意見募集(パブリックコメント)を実施し、自殺対策計画、成年後見制度利用促 進計画、宇治田原町社会福祉協議会地域福祉活動計画を包含した「第3期 宇治田原 町地域福祉計画」(案)の策定に至りましたので、ここに提言いたします。

本計画のもと、町と関係機関、住民が一体となって、地域福祉のまちづくりをめ ざした取組を進め、地域の生活・福祉課題解決に向けた活動がいっそう推進されて いくことを期待するとともに、別紙の事項に十分配慮されることを要望いたしま す。 (別紙)

1 協働による地域福祉の推進

地域福祉の推進には、住民すべてが主役となり、一人ひとりの参画のもと、助けあい・支えあいの輪を広げていく、継続的な活動が重要です。地域に暮らす・地域で活動する人同士がつながることにより、支援を必要としながら声を上げられない人、福祉制度の狭間にいる人を発見し、適切な相談窓口や支援につなぐことができると考えられる。そのため、行政、地域や学校、地域福祉活動団体、社会福祉関係事業所等が相互連携のもと、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る「地域共生社会」実現への取組の推進を図られたい。

2 町全体で取り組む地域福祉推進への環境づくり

字治田原町においても、少子高齢化等の進展などにより、福祉課題は多様化、複雑化しており、複数の分野にまたがった横断的な対応が必要となっており、それぞれの社会福祉関係事業所等が地域において活動している強みやそれぞれのネットワーク機能を十分に生かしていくことが必要である。そのためには、町や京都府などの行政による地域の課題に応じた効果的・効率的な行政サービスの提供や社会福祉関係事業所や住民が社会福祉の充実に向けて取組みやすい環境づくりに努められたい。

3 情報の提供・共有及び相談支援体制の充実

本計画の策定にあたり、基礎調査として町内在住者2,000人を対象とする 「住民意識調査」、地域に暮らす人から「福祉の現状についてヒアリング」を実 施した。調査結果では「福祉制度・施策に関し、十分に理解できておらず、将来 への不安がある」という意見のほか、「気軽に相談できる場・情報を得られる場」、 「人と人とがつながる場(機会)」を求める意見があった。

新型コロナウイルス感染症の拡大により「人と人とのつながり方」や「社会形態」に生じた変化に対応した住民に対する望ましい情報提供のあり方をはじめ、関係機関が連携した専門的な相談へのきめ細かな対応など、情報提供・共有及び多層的かつ柔軟な相談支援のための仕組みの充実を図られたい。

4 計画の着実な推進

本計画は、保健・福祉分野の個別計画と整合する計画であり、これらの分野をはじめ、人権やまちづくり、教育のほか、自殺対策、成年後見制度の利用促進、町社会福祉協議会の行動指針である地域福祉活動計画等の幅広い領域を含んだ計画である。このため、町社会福祉協議会、事業者や団体、住民や地域と連携し、行政が中心となり、関連する計画等と整合性を図りながら、庁内の関係各課とともに推進することが重要である。また、施策の具体的な実施を各部門別計画に委ねる場合は、住民のニーズ把握のもと各計画において着実な進行・管理に努められたい。

4. 用語解説

あ行

ICT

「情報通信技術」を意味し、スマートフォンやパソコンなどによりインターネットを通じ、 オンラインショッピングなど、人どうしのコミュニケーションを手助けしたり、「IT技術を 使ってどのように人々の暮らしを豊かにしていくか」という活用方法に関する考え方。

SNS

インターネットを介して社会的な繋がりや人間関係を構築できるWebサイトの会員制サービス。Social Networking Service の略。「Facebook」「Twitter」など。

NPO

行政・企業とは別に社会的行動をする民間非営利組織。福祉、まちづくり、環境など 様々な分野で活動を行っている。Non Profit Organization の略。

か行

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」と位置づけられる人。

心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支えあうこと。

さ行

自殺実態プロファイル

厚生労働大臣指定法人「いのちを支える自殺対策推進センター」において、年1回、 すべての都道府県、市町村に提供される。それぞれの地域の自殺の実態を分析した 資料。

新型コロナウイルス感染症

令和元(2019)年の終わりごろに発生し、世界中に感染が拡大した感染症。正式 名称は「COVID-19」。

人生会議

もしものときのために、あなたが望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組のこと。Advance Care Planningの愛称。

成年後見制度

認知症高齢者・知的障がい・精神障がい等により判断能力が不十分であるために、 意思決定が困難な方の判断能力を後見人等が補っていくことによって、法的に保護 する制度。

た行

団塊の世代

昭和22年から24年までに生まれた世代。3年間で800万人以上が出生。

地域共生

制度や分野ごとの縦割りや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる社会。

地域サロン

地域住民が気軽に集まり、話合いや生涯学習、運動などを行う場。仲間づくりや社会 参加、見守り、閉じこもりの防止につながる。

な行

2025年問題

団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となり、日本の人口の年齢別比率が劇的に変化して「超高齢化社会」となり、社会構造や体制が大きな分岐点を迎え、雇用、医療、福祉など、様々な分野に影響を与えると予想させること。

は行

8050問題

ひきこもり生活を続けるなどして、安定した収入がないまま 50 歳近くに達した子と8 0歳近くとなった親の世帯。養い続けてきた親が年齢のため就労が困難となり、親なき 後は周囲からの孤立・困窮に追い込まれるといった社会問題。

引きこもり

様々な要因の結果として社会的参加を回避し、6カ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象。

避難行動要支援者

災害発生時の避難等に特に支援を要する人。具体的には、避難のための情報の入手や発信が困難な人、移動などに介助が必要な人、避難所などでの生活に特段の配慮が必要な人など。

ピアグループ

年齢・社会的立場・境遇などがほぼ同じ人たちで構成されるグループ。

フードバンク

「食糧銀行」とも呼ばれ、企業における規格外商品や、家庭での余剰食糧などをNP O等が引き取り、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動。フードロス(食品ロス)問題と貧困問題の両方への対策となる。

や行

ヤングケアラー

法令上の定義はないが、一般に、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の 世話などを日常的に行っているこども」とされている。年齢や成長の度合いに見合わ ない重い責任や負担を負うことで、本人の育ち等に影響があるといった課題がある。

宇治田原町第3期地域福祉計画

令和4年(2022年)3月 発行 宇治田原町 福祉課

〒610-0289 京都府綴喜郡宇治田原町大字立川小字坂口18番地の1 TEL 0774-88-6635 / FAX 0774-88-3231

